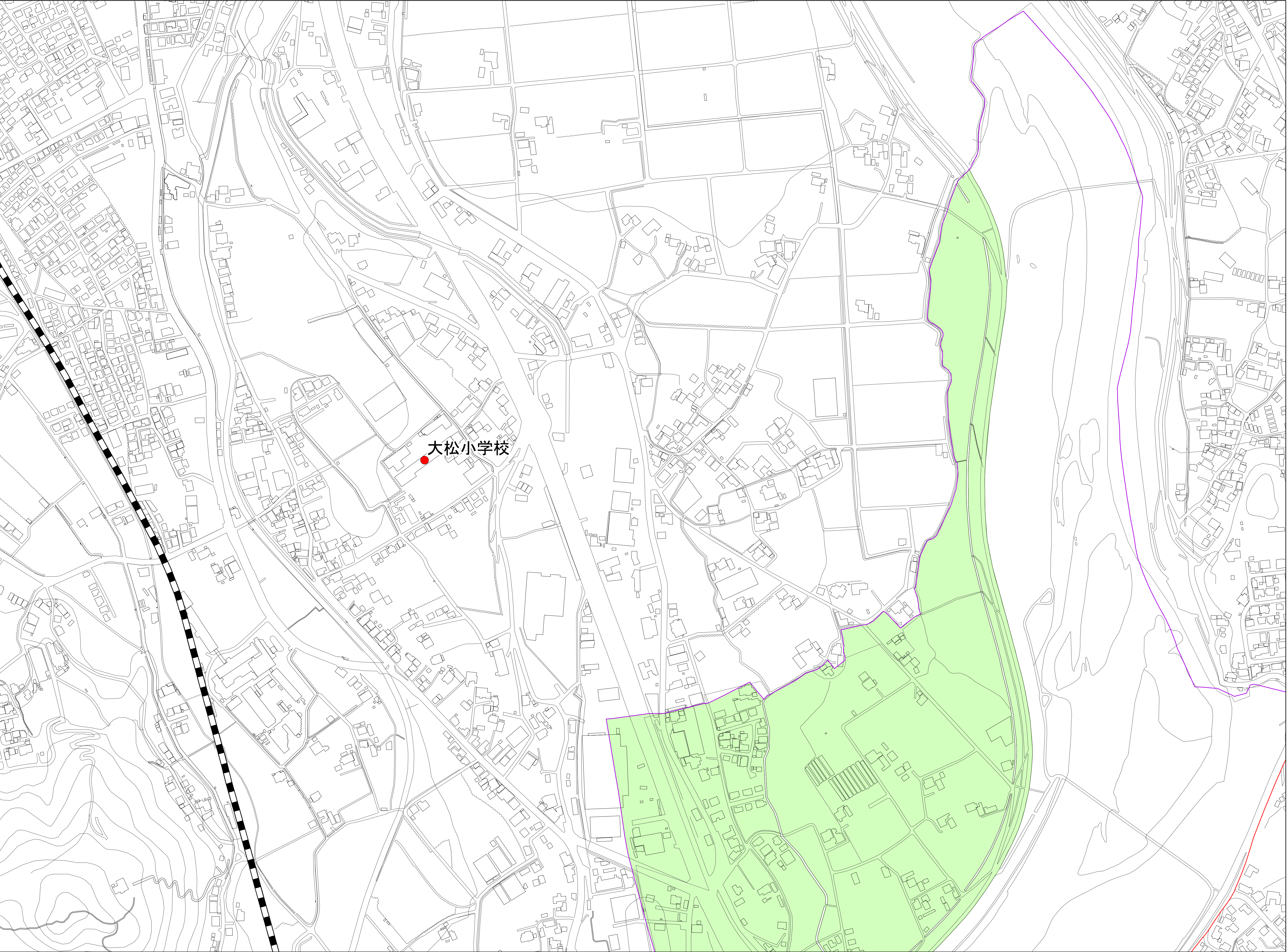




測量法に基づく国土地理院長の承認（使用） R 3JHs 829



1 : 2,500 (A1)

【留意事項】

- ・本図面は、都市計画法施行条例第6条第2号及び第3号に掲げる土地の区域を示すもので、都市計画法第34条第11号又は第12号に基づく開発許可等の申請に使用します。
- ・都市計画法第34条第11号の条例で指定する土地の区域は、図面で示す土地の区域内において、条例第6条第1号及び第4号に該当する土地の区域です。

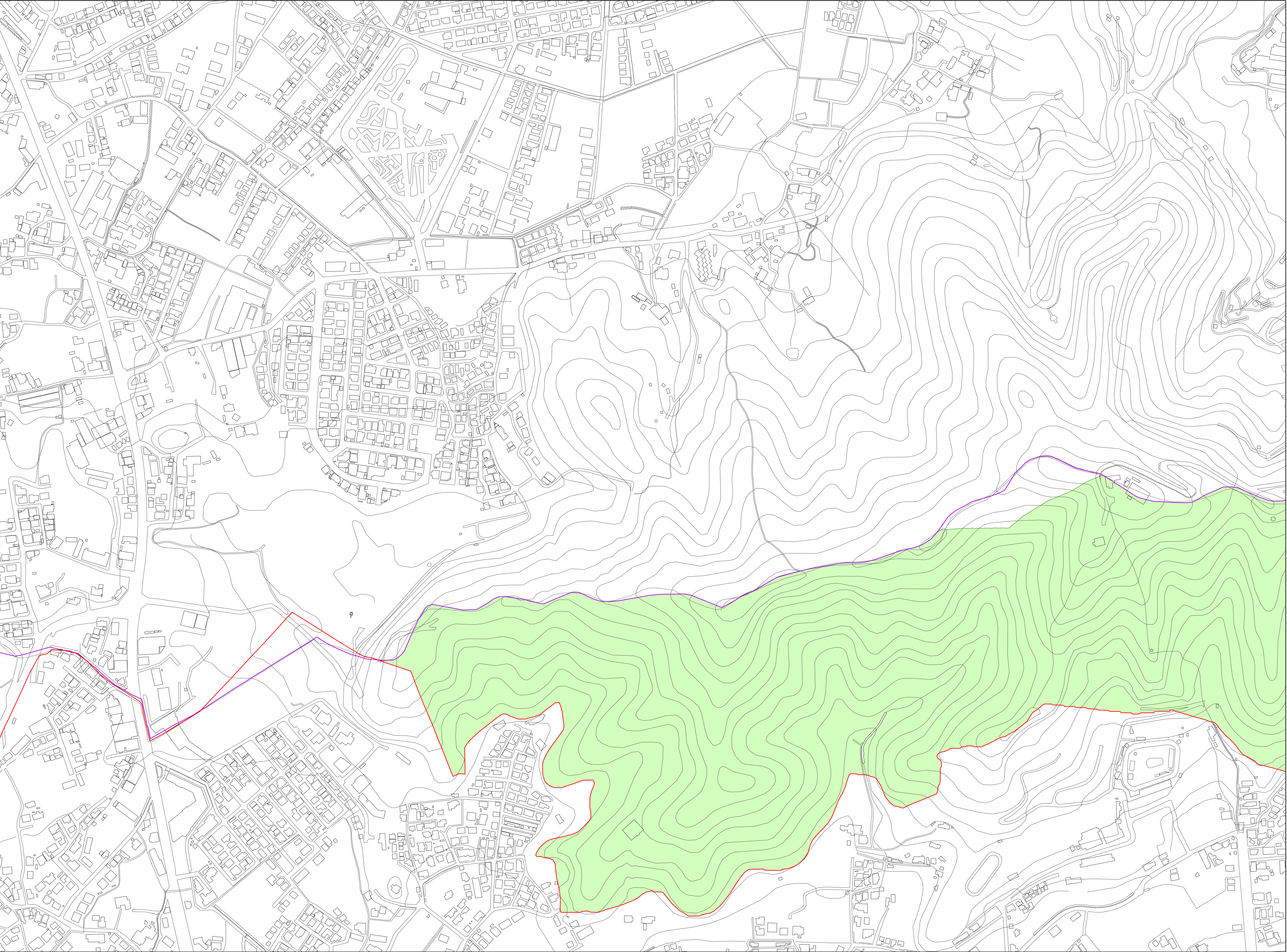
都市計画法施行条例（平成十二年徳島県条例第五十七号）（抄）

第六条 法第三十四条第十一号の条例で指定する土地の区域は、次の各号のいずれにも該当する土地の区域とする。

- 一 政令第二十九条の九各号に掲げる土地の区域（規則で定める基準に適合する土地の区域を除く。）以外の土地の区域
- 二 市街化区域から四キロメートルを超えない土地の区域のうち、知事が指定する土地の区域
- 三 敷地相互間の最短距離が五十五メートルを超えない距離に位置している建築物（市街化区域内に存するものを含む。以下この号において同じ。）が四十以上連たんしている土地の区域又は半径二百五十メートルの範囲内に四十以上の建築物が存する土地の区域
- 四 不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第二条第九号に規定する登記簿の同条第十八号に規定する地目が宅地又は雑種地として登記されており、かつ、当該登記の年月日が平成十三年五月十七日以前である土地の区域。ただし、通路又は道路として使用される部分にあっては、この限りでない。

【図面の記載事項】

- ・  指定区域
- ・  市街化区域
- ・  都市計画区域



測量法に基づく国土地理院長の承認（使用） R 3JHs 829

- 【留意事項】
- 本図面は、都市計画法施行条例第6条第2号及び第3号に掲げる土地の区域を示すもので、都市計画法第34条第11号又は第12号に基づく開発許可等の申請に使用します。
 - 都市計画法第34条第11号の条例で指定する土地の区域は、図面で示す土地の区域内において、条例第6条第1号及び第4号に該当する土地の区域です。

都市計画法施行条例（平成十二年徳島県条例第五十七号）（抄）

第六条 法第三十四条第十一号の条例で指定する土地の区域は、次の各号のいずれにも該当する土地の区域とする。

一 政令第二十九条の九各号に掲げる土地の区域（規則で定める基準に適合する土地の区域を除く。）以外の土地の区域

二 市街化区域から四キロメートルを超えない土地の区域のうち、知事が指定する土地の区域

三 敷地相互間の最短距離が五十五メートルを超えない距離に位置している建築物（市街化区域内に存するものを含む。以下この号において同じ。）が四十以上連たんしている土地の区域又は半径二百五十メートルの範囲内に四十以上の建築物が存する土地の区域

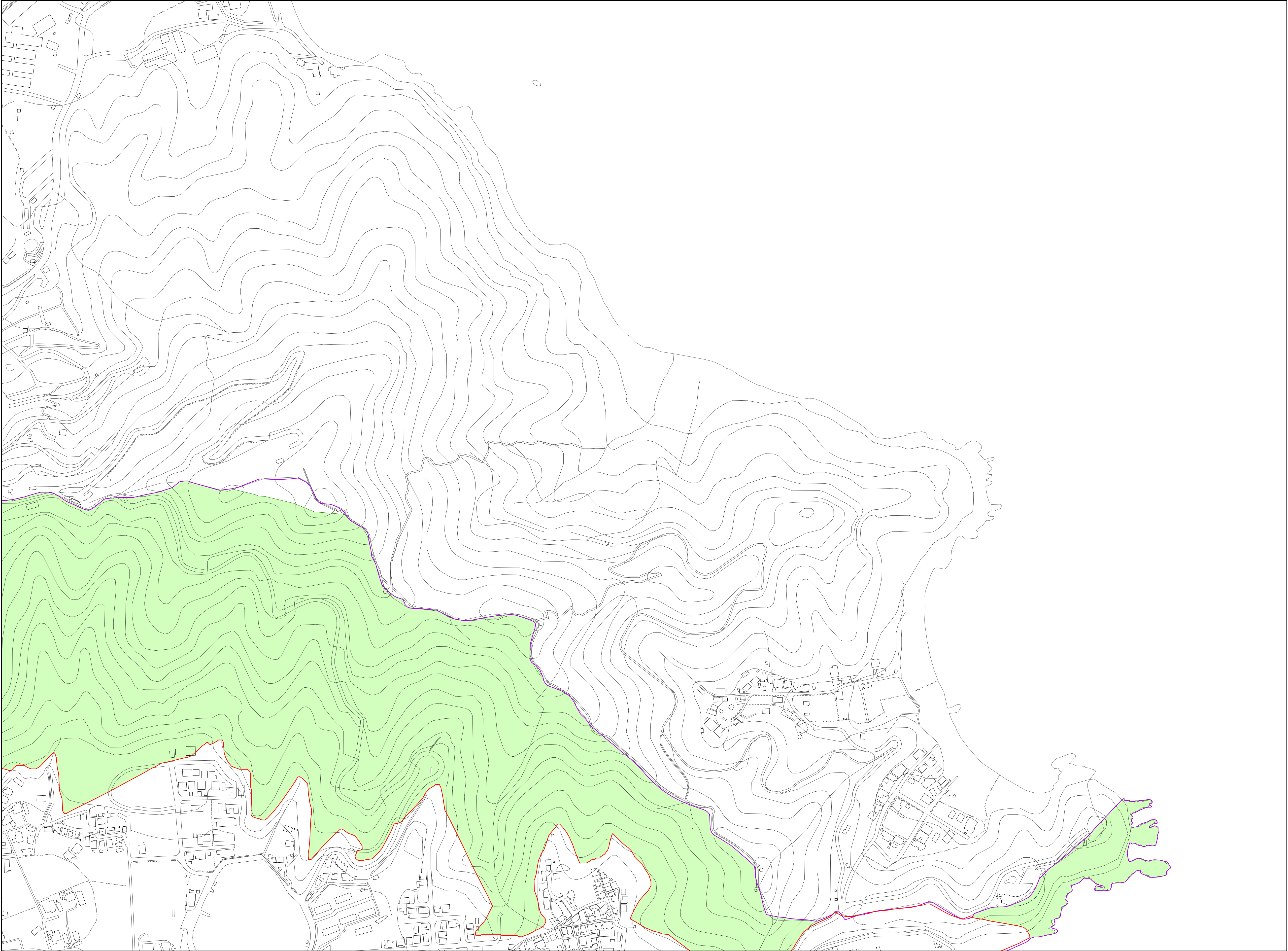
四 不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第二条第九号に規定する登記簿の同条第十八号に規定する地目が宅地又は雑種地として登記されており、かつ、当該登記の年月日が平成十三年五月十七日以前である土地の区域。ただし、通路又は道路として使用される部分にあっては、この限りでない。

【図面の記載事項】

- 指定区域
- 市街化区域
- 都市計画区域



1 : 2,500 (A1)



測量法に基づく国土地理院長の承認（使用） R 3JHs 829



1 : 2,500 (A1)

【留意事項】

- ・本図面は、都市計画法施行条例第6条第2号及び第3号に掲げる土地の区域を示すもので、都市計画法第34条第11号又は第12号に基づく開発許可等の申請に使用します。
- ・都市計画法第34条第11号の条例で指定する土地の区域は、図面で示す土地の区域内において、条例第6条第1号及び第4号に該当する土地の区域です。

都市計画法施行条例（平成十二年徳島県条例第五十七号）（抄）

第六条 法第三十四条第十一号の条例で指定する土地の区域は、次の各号のいずれにも該当する土地の区域とする。

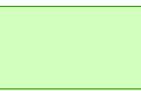
一 政令第二十九条の九各号に掲げる土地の区域（規則で定める基準に適合する土地の区域を除く。）以外の土地の区域

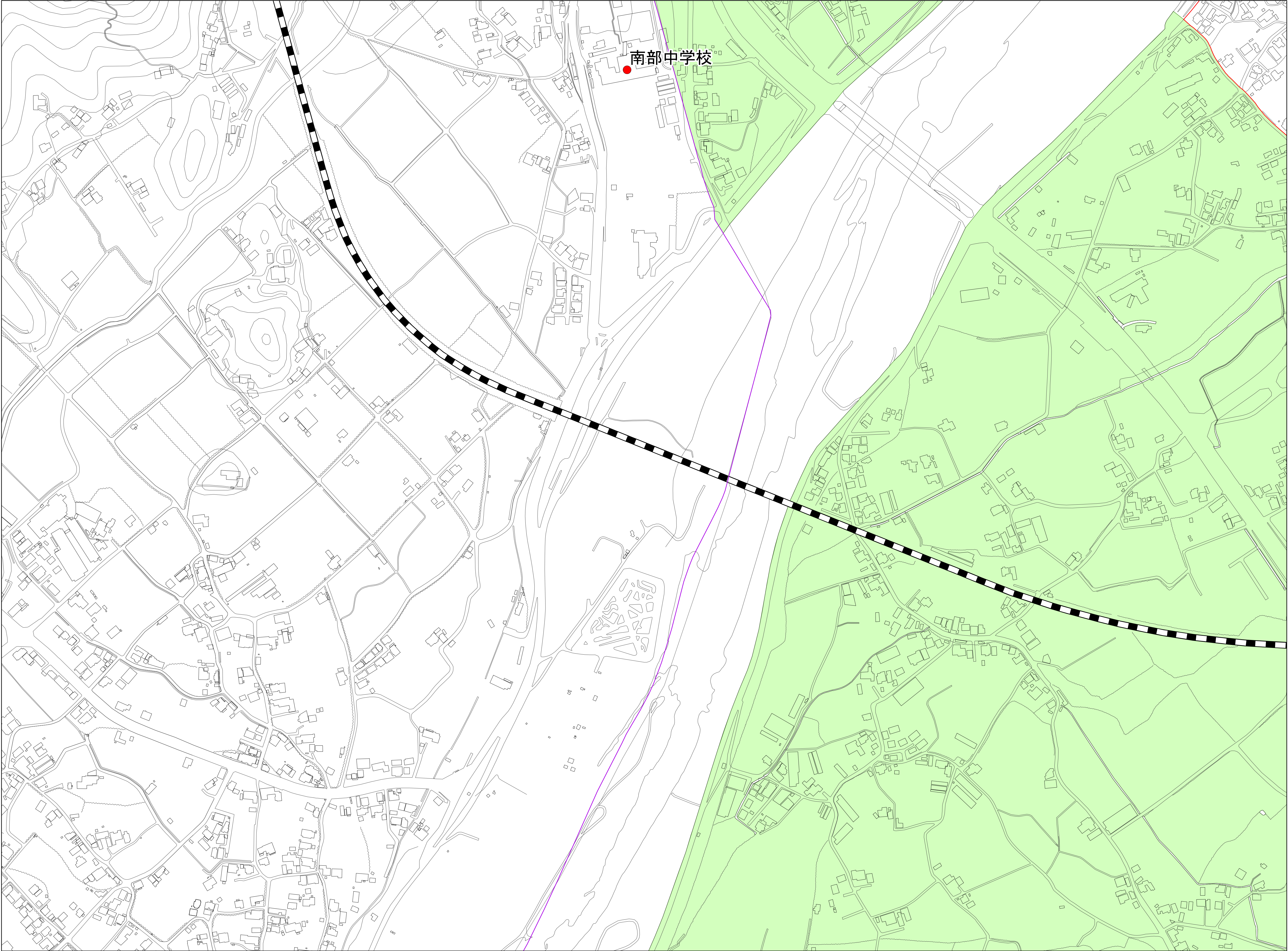
二 市街化区域から四キロメートルを超えない土地の区域のうち、知事が指定する土地の区域

三 敷地相互間の最短距離が五十五メートルを超えない距離に位置している建築物（市街化区域内に存するものを含む。以下この号において同じ。）が四十以上連たんしている土地の区域又は半径二百五十メートルの範囲内に四十以上の建築物が存する土地の区域

四 不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第二条第九号に規定する登記簿の同条第十八号に規定する地目が宅地又は雑種地として登記されており、かつ、当該登記の年月日が平成十三年五月十七日以前である土地の区域。ただし、通路又は道路として使用される部分にあっては、この限りでない。

【図面の記載事項】

- ・  指定区域
- ・  市街化区域
- ・  都市計画区域



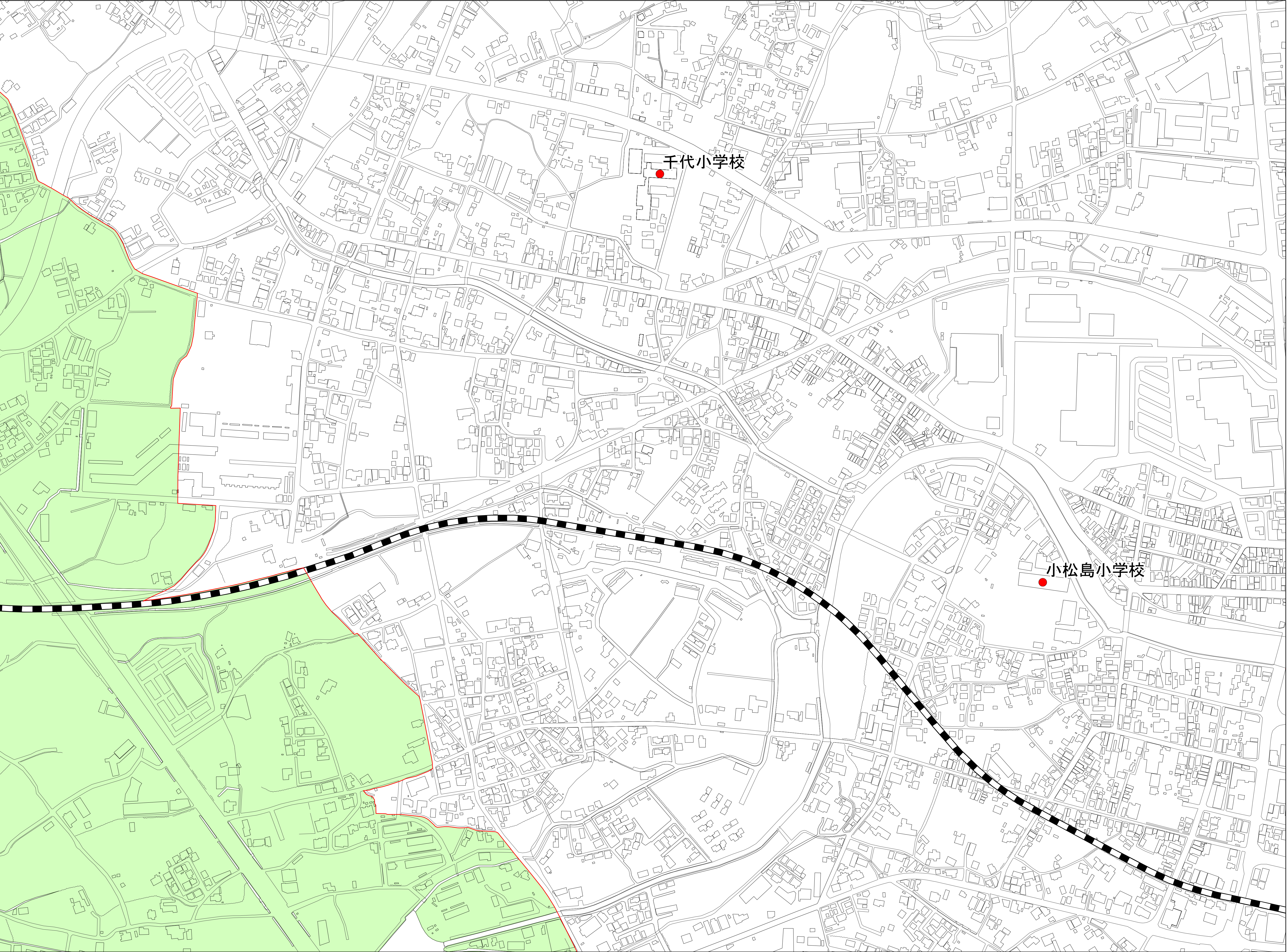
- 【留意事項】
- 本図面は、都市計画法施行条例第6条第2号及び第3号に掲げる土地の区域を示すもので、都市計画法第34条第11号又は第12号に基づく開発許可等の申請に使用します。
 - 都市計画法第34条第11号の条例で指定する土地の区域は、図面で示す土地の区域内において、条例第6条第1号及び第4号に該当する土地の区域です。

都市計画法施行条例（平成十二年徳島県条例第五十七号）（抄）

第六条 法第三十四条第十一号の条例で指定する土地の区域は、次の各号のいずれにも該当する土地の区域とする。

- 一 政令第二十九条の九各号に掲げる土地の区域（規則で定める基準に適合する土地の区域を除く。）以外の土地の区域
- 二 市街化区域から四キロメートルを超えない土地の区域のうち、知事が指定する土地の区域
- 三 敷地相互間の最短距離が五十五メートルを超えない距離に位置している建築物（市街化区域内に存するものを含む。以下この号において同じ。）が四十以上連たんしている土地の区域又は半径二百五十メートルの範囲内に四十以上の建築物が存する土地の区域
- 四 不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第二条第九号に規定する登記簿の同条第十八号に規定する地目が宅地又は雑種地として登記されており、かつ、当該登記の年月日が平成十三年五月十七日以前である土地の区域。ただし、通路又は道路として使用される部分にあっては、この限りでない。

- 【図面の記載事項】
- 指定区域
 - 市街化区域
 - 都市計画区域



測量法に基づく国土地理院長の承認（使用） R 3JHs 829

【留意事項】

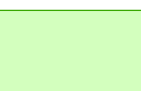
- 本図面は、都市計画法施行条例第6条第2号及び第3号に掲げる土地の区域を示すもので、都市計画法第34条第11号又は第12号に基づく開発許可等の申請に使用します。
- 都市計画法第34条第11号の条例で指定する土地の区域は、図面で示す土地の区域内において、条例第6条第1号及び第4号に該当する土地の区域です。

都市計画法施行条例（平成十二年徳島県条例第五十七号）（抄）

第六条 法第三十四条第十一号の条例で指定する土地の区域は、次の各号のいずれにも該当する土地の区域とする。

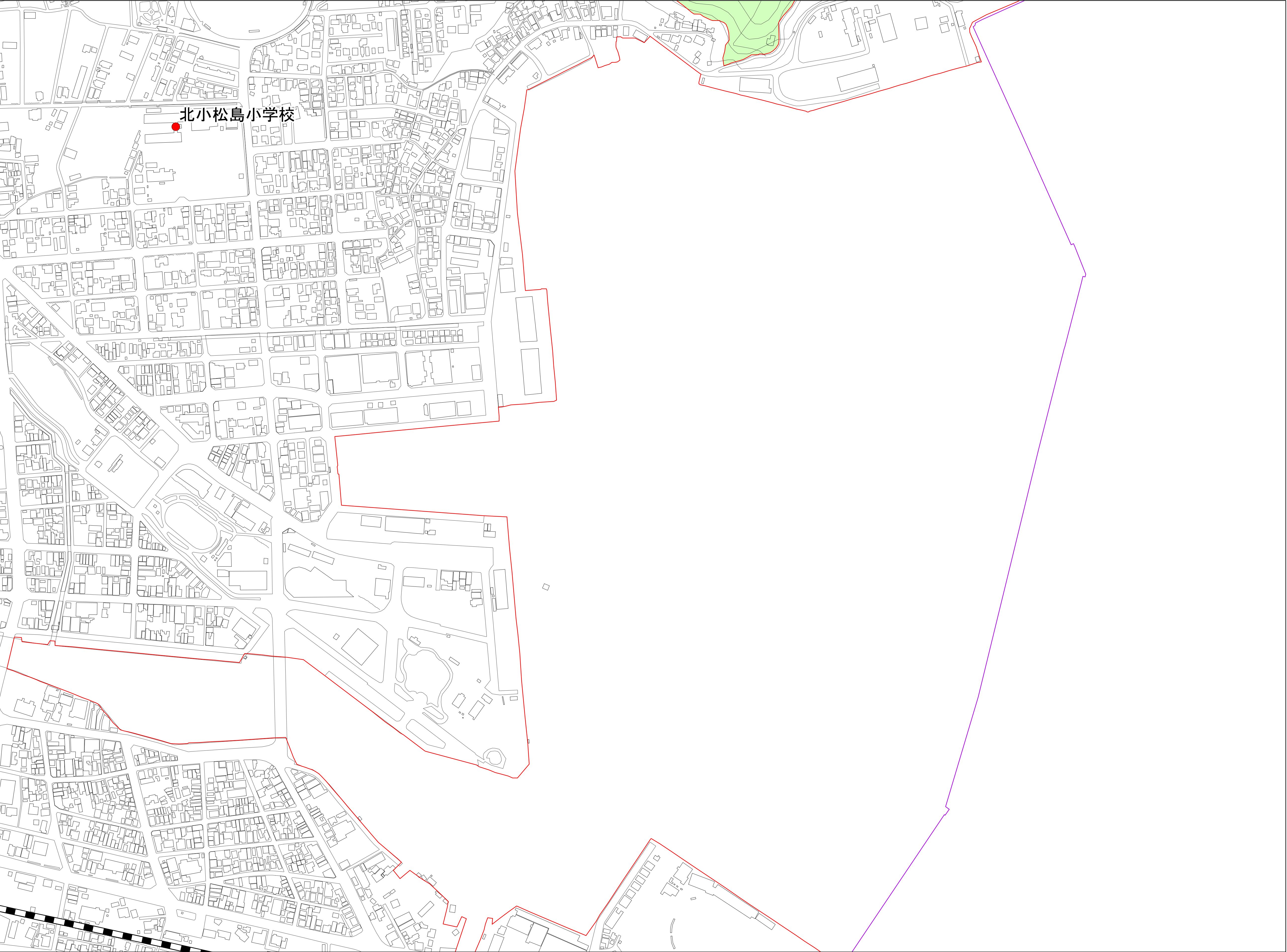
- 一 政令第二十九条の九各号に掲げる土地の区域（規則で定める基準に適合する土地の区域を除く。）以外の土地の区域
- 二 市街化区域から四キロメートルを超えない土地の区域のうち、知事が指定する土地の区域
- 三 敷地相互間の最短距離が五十五メートルを超えない距離に位置している建築物（市街化区域内に存するものを含む。以下この号において同じ。）が四十以上連たんしている土地の区域又は半径二百五十メートルの範囲内に四十以上の建築物が存する土地の区域
- 四 不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第二条第九号に規定する登記簿の同条第十八号に規定する地目が宅地又は雑種地として登記されており、かつ、当該登記の年月日が平成十三年五月十七日以前である土地の区域。ただし、通路又は道路として使用される部分にあっては、この限りでない。

【図面の記載事項】

-  指定区域
-  市街化区域
-  都市計画区域



1 : 2,500 (A1)



測量法に基づく国土地理院長の承認（使用） R 3JHs 829

- 【留意事項】
- ・本図面は、都市計画法施行条例第6条第2号及び第3号に掲げる土地の区域を示すもので、都市計画法第34条第11号又は第12号に基づく開発許可等の申請に使用します。
 - ・都市計画法第34条第11号の条例で指定する土地の区域は、図面で示す土地の区域内において、条例第6条第1号及び第4号に該当する土地の区域です。

都市計画法施行条例（平成十二年徳島県条例第五十七号）（抄）

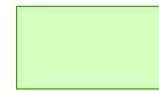
第六条 法第三十四条第十一号の条例で指定する土地の区域は、次の各号のいずれにも該当する土地の区域とする。

一 政令第二十九条の九各号に掲げる土地の区域（規則で定める基準に適合する土地の区域を除く。）以外の土地の区域

二 市街化区域から四キロメートルを超えない土地の区域のうち、知事が指定する土地の区域

三 敷地相互間の最短距離が五十五メートルを超えない距離に位置している建築物（市街化区域内に存するものを含む。以下この号において同じ。）が四十以上連たんしている土地の区域又は半径二百五十メートルの範囲内に四十以上の建築物が存する土地の区域

四 不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第二条第九号に規定する登記簿の同条第十八号に規定する地目が宅地又は雑種地として登記されており、かつ、当該登記の年月日が平成十三年五月十七日以前である土地の区域。ただし、通路又は道路として使用される部分にあっては、この限りでない。

- 【図面の記載事項】
- ・  指定区域
 - ・  市街化区域
 - ・  都市計画区域



1 : 2,500 (A1)

- 【留意事項】
- 本図面は、都市計画法施行条例第6条第2号及び第3号に掲げる土地の区域を示すもので、都市計画法第34条第11号又は第12号に基づく開発許可等の申請に使用します。
 - 都市計画法第34条第11号の条例で指定する土地の区域は、図面で示す土地の区域内において、条例第6条第1号及び第4号に該当する土地の区域です。

都市計画法施行条例（平成十二年徳島県条例第五十七号）（抄）

第六条 法第三十四条第十一号の条例で指定する土地の区域は、次の各号のいずれにも該当する土地の区域とする。

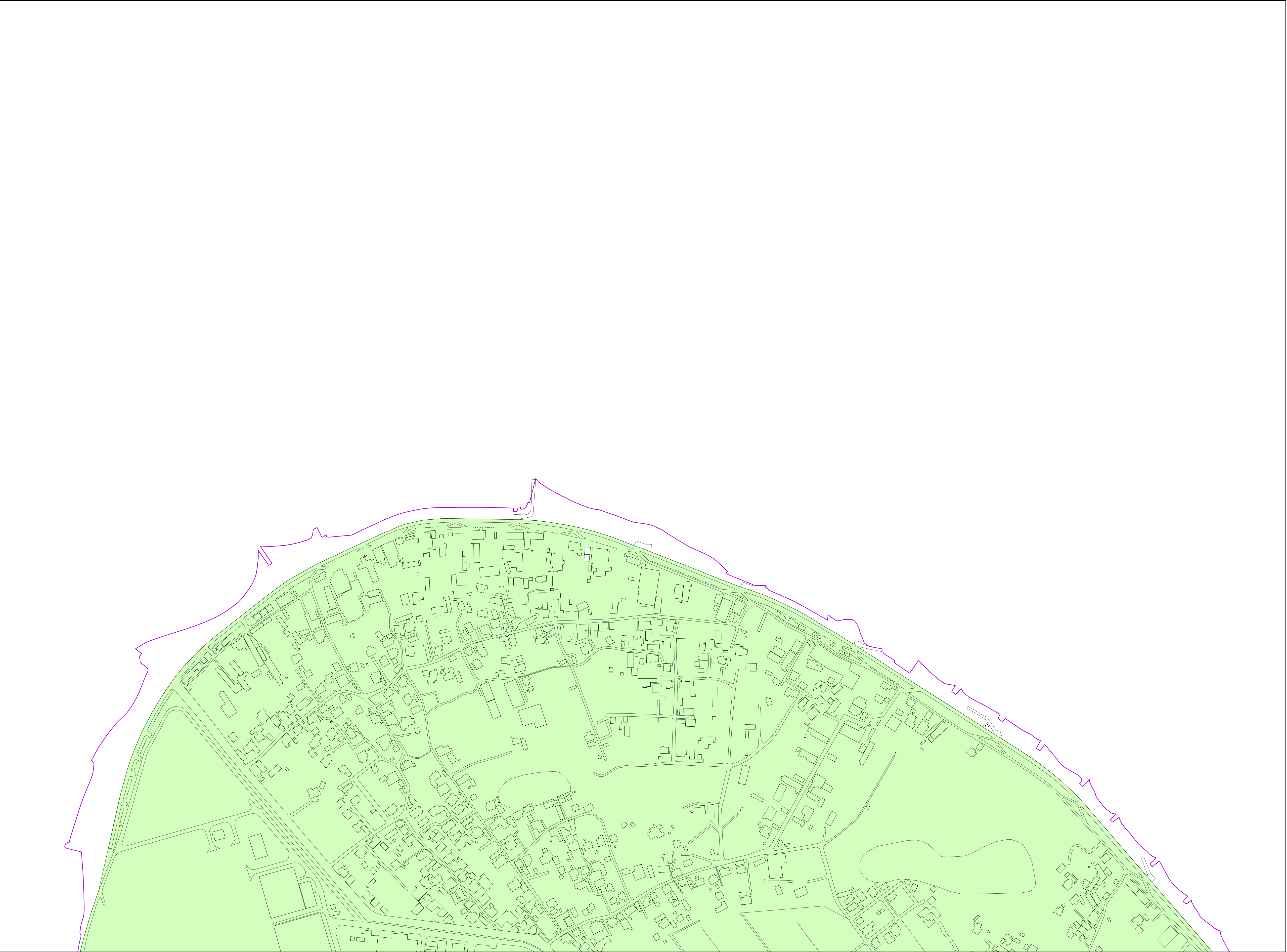
一 政令第二十九条の九各号に掲げる土地の区域（規則で定める基準に適合する土地の区域を除く。）以外の土地の区域

二 市街化区域から四キロメートルを超えない土地の区域のうち、知事が指定する土地の区域

三 敷地相互間の最短距離が五十五メートルを超えない距離に位置している建築物（市街化区域内に存するものを含む。以下この号において同じ。）が四十以上連たんしている土地の区域又は半径二百五十メートルの範囲内に四十以上の建築物が存する土地の区域

四 不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第二条第九号に規定する登記簿の同条第十八号に規定する地目が宅地又は雑種地として登記されており、かつ、当該登記の年月日が平成十三年五月十七日以前である土地の区域。ただし、通路又は道路として使用される部分にあっては、この限りでない。

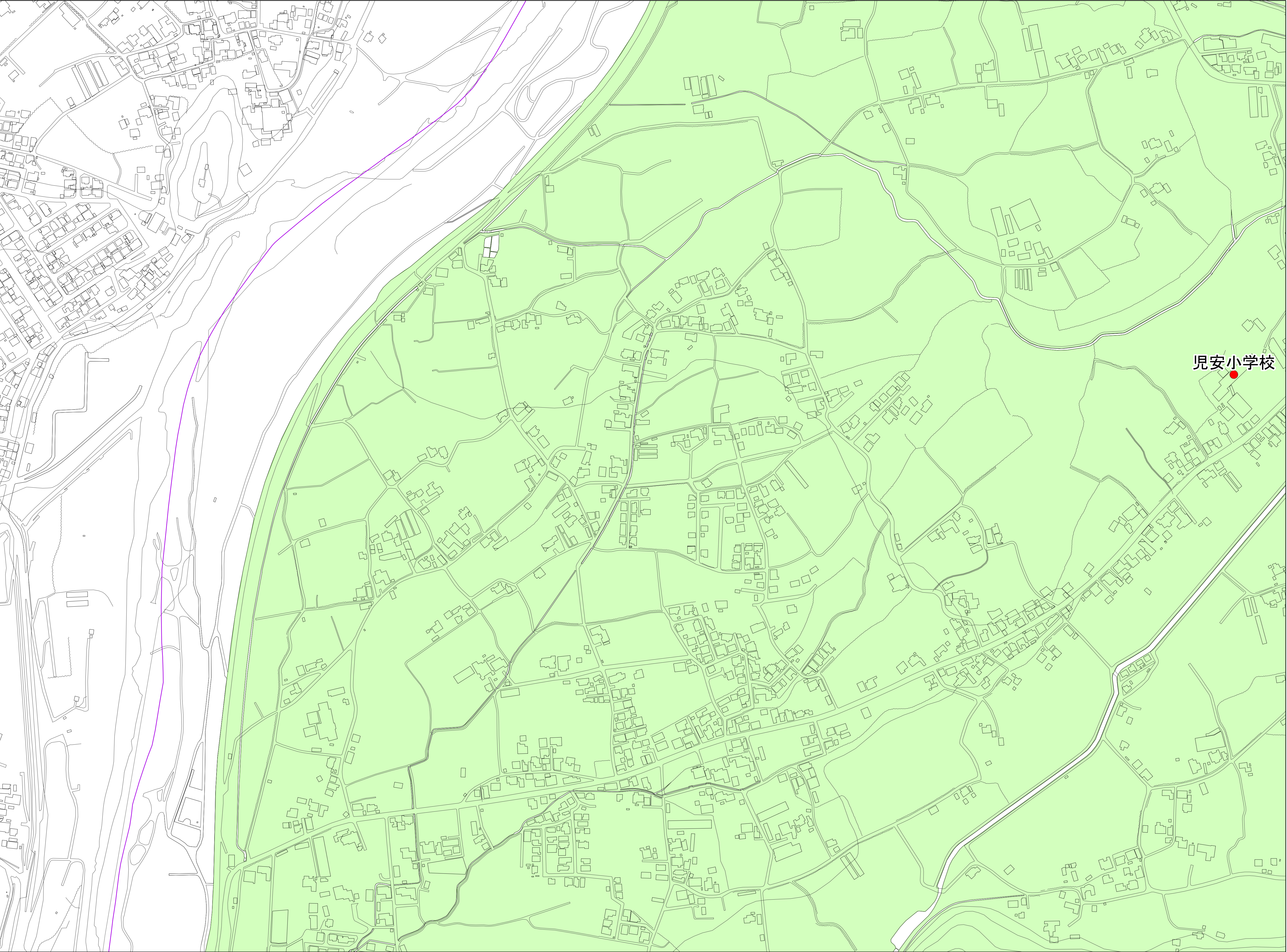
- 【図面の記載事項】
- 指定区域
 - 市街化区域
 - 都市計画区域



測量法に基づく国土地理院長の承認（使用） R 3JHs 829



1 : 2,500 (A1)



測量法に基づく国土地理院長の承認（使用） R 3JHs 829

- 【留意事項】
- 本図面は、都市計画法施行条例第6条第2号及び第3号に掲げる土地の区域を示すもので、都市計画法第34条第11号又は第12号に基づく開発許可等の申請に使用します。
 - 都市計画法第34条第11号の条例で指定する土地の区域は、図面で示す土地の区域内において、条例第6条第1号及び第4号に該当する土地の区域です。

都市計画法施行条例（平成十二年徳島県条例第五十七号）（抄）

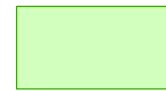
第六条 法第三十四条第十一号の条例で指定する土地の区域は、次の各号のいずれにも該当する土地の区域とする。

一 政令第二十九条の九各号に掲げる土地の区域（規則で定める基準に適合する土地の区域を除く。）以外の土地の区域

二 市街化区域から四キロメートルを超えない土地の区域のうち、知事が指定する土地の区域

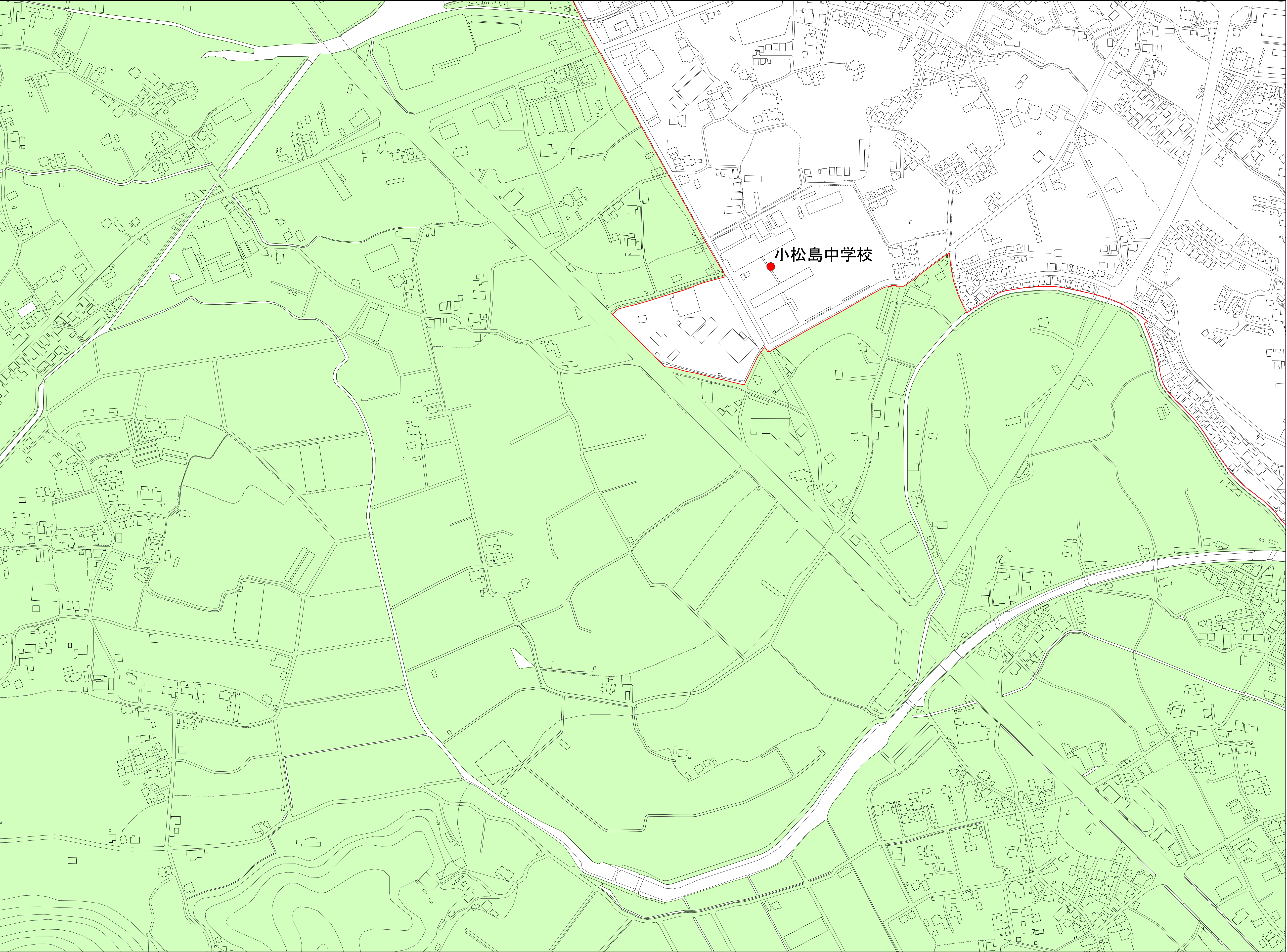
三 敷地相互間の最短距離が五十五メートルを超えない距離に位置している建築物（市街化区域内に存するものを含む。以下この号において同じ。）が四十以上連たんしている土地の区域又は半径二百五十メートルの範囲内に四十以上の建築物が存する土地の区域

四 不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第二条第九号に規定する登記簿の同条第十八号に規定する地目が宅地又は雑種地として登記されており、かつ、当該登記の年月日が平成十三年五月十七日以前である土地の区域。ただし、通路又は道路として使用される部分にあっては、この限りでない。

- 【図面の記載事項】
-  指定区域
 -  市街化区域
 -  都市計画区域



1 : 2,500 (A1)



測量法に基づく国土地理院長の承認（使用） R 3JHs 829



1 : 2,500 (A1)

【留意事項】

- 本図面は、都市計画法施行条例第6条第2号及び第3号に掲げる土地の区域を示すもので、都市計画法第34条第11号又は第12号に基づく開発許可等の申請に使用します。
- 都市計画法第34条第11号の条例で指定する土地の区域は、図面ですす土地の区域内において、条例第6条第1号及び第4号に該当する土地の区域です。

都市計画法施行条例（平成十二年徳島県条例第五十七号）（抄）

第六条 法第三十四条第十一号の条例で指定する土地の区域は、次の各号のいずれにも該当する土地の区域とする。

一 政令第二十九条の九各号に掲げる土地の区域（規則で定める基準に適合する土地の区域を除く。）以外の土地の区域

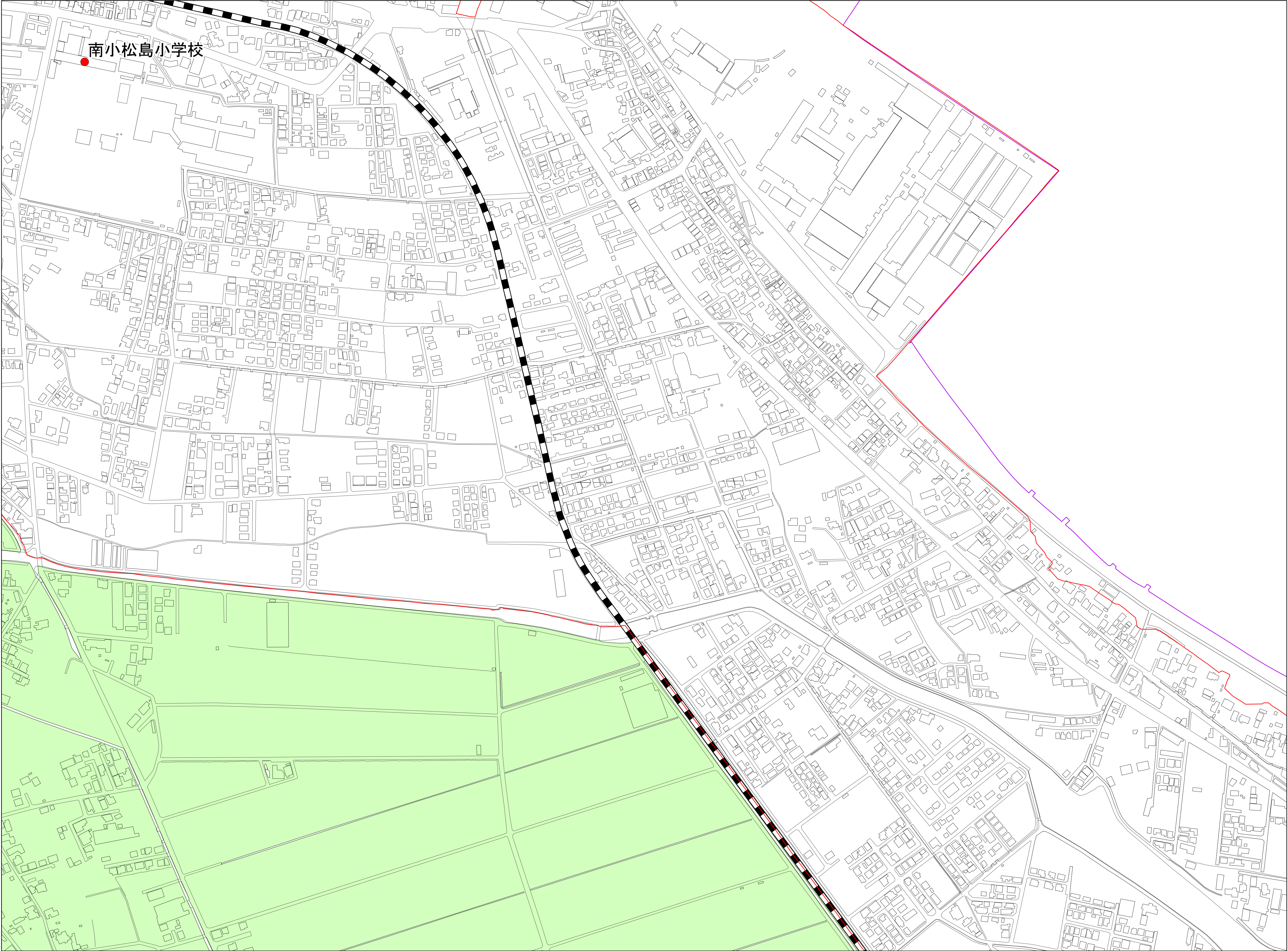
二 市街化区域から四キロメートルを超えない土地の区域のうち、知事が指定する土地の区域

三 敷地相互間の最短距離が五十五メートルを超えない距離に位置している建築物（市街化区域内に存するものを含む。以下この号において同じ。）が四十以上連たんしている土地の区域又は半径二百五十メートルの範囲内に四十以上の建築物が存する土地の区域

四 不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第二条第九号に規定する登記簿の同条第十八号に規定する地目が宅地又は雑種地として登記されており、かつ、当該登記の年月日が平成十三年五月十七日以前である土地の区域。ただし、通路又は道路として使用される部分にあっては、この限りでない。

【図面の記載事項】

-  指定区域
-  市街化区域
-  都市計画区域



測量法に基づく国土地理院長の承認（使用） R 3JHs 829

【留意事項】

- ・本図面は、都市計画法施行条例第6条第2号及び第3号に掲げる土地の区域を示すもので、都市計画法第34条第11号又は第12号に基づく開発許可等の申請に使用します。
- ・都市計画法第34条第11号の条例で指定する土地の区域は、図面で示す土地の区域内において、条例第6条第1号及び第4号に該当する土地の区域です。

都市計画法施行条例（平成十二年徳島県条例第五十七号）（抄）

第六条 法第三十四条第十一号の条例で指定する土地の区域は、次の各号のいずれにも該当する土地の区域とする。

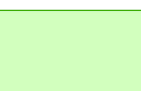
一 政令第二十九条の九各号に掲げる土地の区域（規則で定める基準に適合する土地の区域を除く。）以外の土地の区域

二 市街化区域から四キロメートルを超えない土地の区域のうち、知事が指定する土地の区域

三 敷地相互間の最短距離が五十五メートルを超えない距離に位置している建築物（市街化区域内に存するものを含む。以下この号において同じ。）が四十以上連たんしている土地の区域又は半径二百五十メートルの範囲内に四十以上の建築物が存する土地の区域

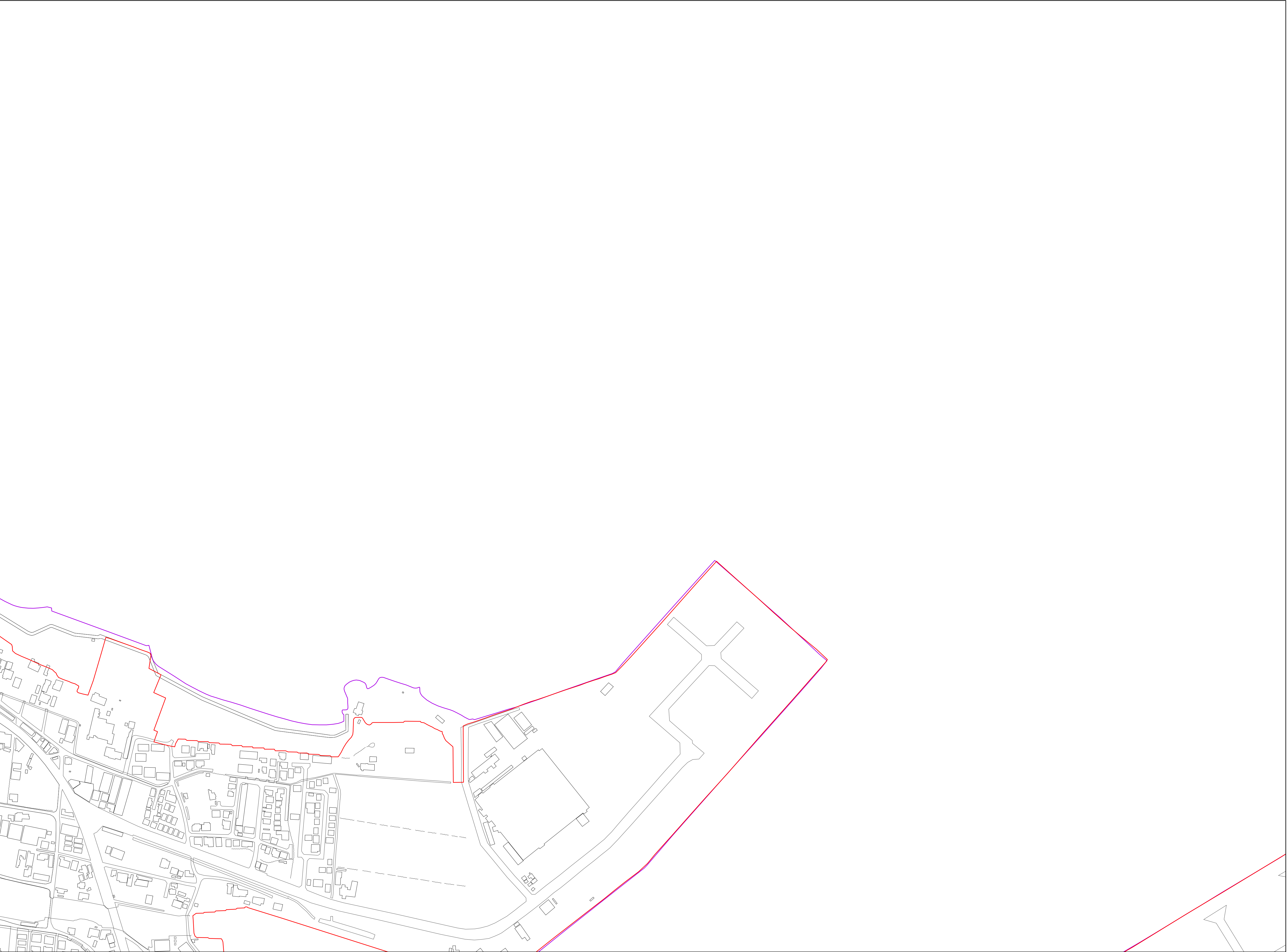
四 不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第二条第九号に規定する登記簿の同条第十八号に規定する地目が宅地又は雑種地として登記されており、かつ、当該登記の年月日が平成十三年五月十七日以前である土地の区域。ただし、通路又は道路として使用される部分にあっては、この限りでない。

【図面の記載事項】

- ・  指定区域
- ・  市街化区域
- ・  都市計画区域



1 : 2,500 (A1)



測量法に基づく国土地理院長の承認（使用） R 3JHs 829



1 : 2,500 (A1)

【留意事項】

- 本図面は、都市計画法施行条例第6条第2号及び第3号に掲げる土地の区域を示すもので、都市計画法第34条第11号又は第12号に基づく開発許可等の申請に使用します。
- 都市計画法第34条第11号の条例で指定する土地の区域は、図面ですす土地の区域内において、条例第6条第1号及び第4号に該当する土地の区域です。

都市計画法施行条例（平成十二年徳島県条例第五十七号）（抄）

第六条 法第三十四条第十一号の条例で指定する土地の区域は、次の各号のいずれにも該当する土地の区域とする。

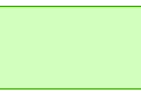
一 政令第二十九条の九各号に掲げる土地の区域（規則で定める基準に適合する土地の区域を除く。）以外の土地の区域

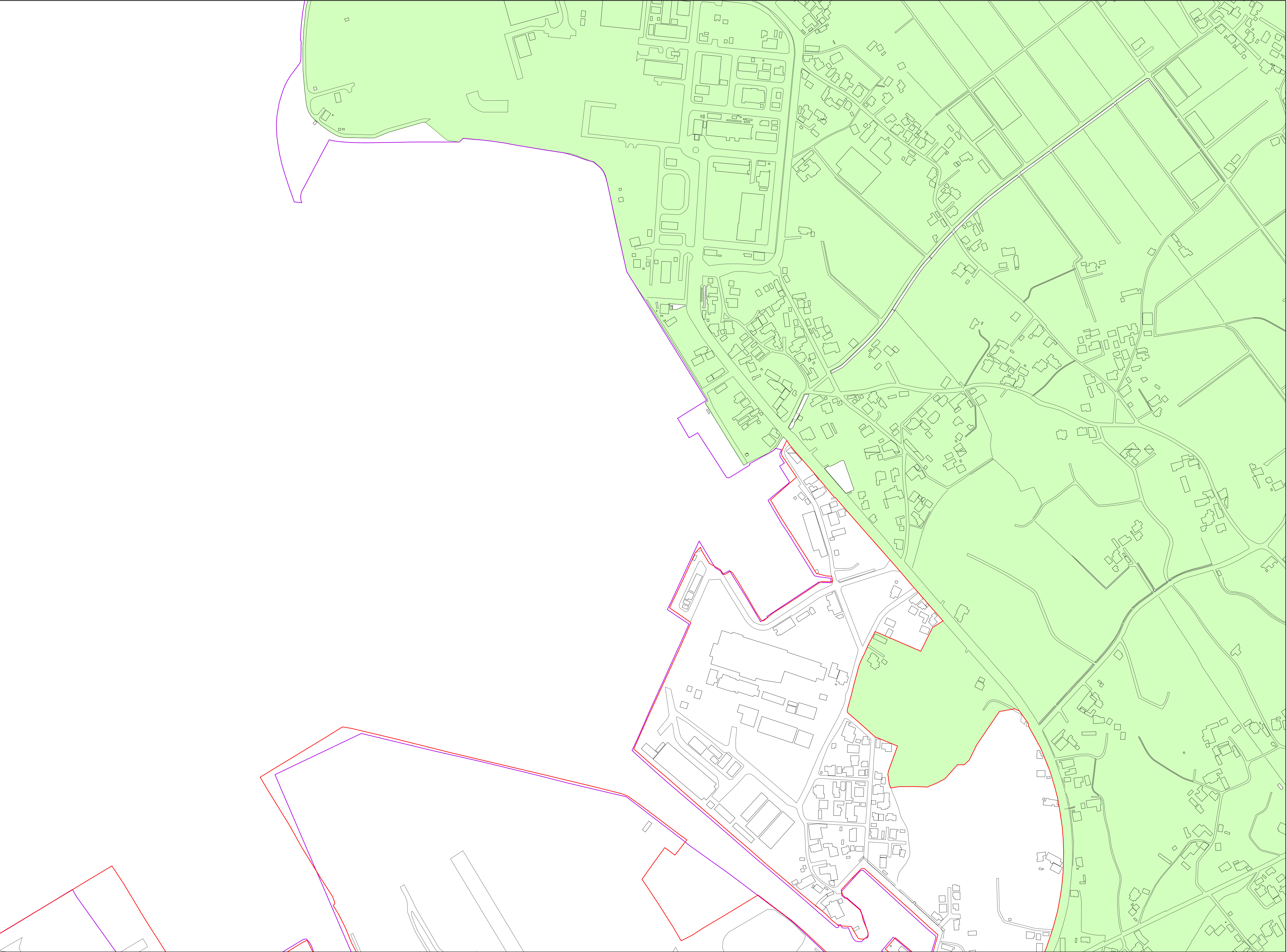
二 市街化区域から四キロメートルを超えない土地の区域のうち、知事が指定する土地の区域

三 敷地相互間の最短距離が五十五メートルを超えない距離に位置している建築物（市街化区域内に存するものを含む。以下この号において同じ。）が四十以上連たんしている土地の区域又は半径二百五十メートルの範囲内に四十以上の建築物が存する土地の区域

四 不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第二条第九号に規定する登記簿の同条第十八号に規定する地目が宅地又は雑種地として登記されており、かつ、当該登記の年月日が平成十三年五月十七日以前である土地の区域。ただし、通路又は道路として使用される部分にあっては、この限りでない。

【図面の記載事項】

-  指定区域
-  市街化区域
-  都市計画区域



測量法に基づく国土地理院長の承認（使用） R 3JHs 829

【留意事項】

- 本図面は、都市計画法施行条例第6条第2号及び第3号に掲げる土地の区域を示すもので、都市計画法第34条第11号又は第12号に基づく開発許可等の申請に使用します。
- 都市計画法第34条第11号の条例で指定する土地の区域は、図面ですす土地の区域内において、条例第6条第1号及び第4号に該当する土地の区域です。

都市計画法施行条例（平成十二年徳島県条例第五十七号）（抄）

第六条 法第三十四条第十一号の条例で指定する土地の区域は、次の各号のいずれにも該当する土地の区域とする。

一 政令第二十九条の九各号に掲げる土地の区域（規則で定める基準に適合する土地の区域を除く。）以外の土地の区域

二 市街化区域から四キロメートルを超えない土地の区域のうち、知事が指定する土地の区域

三 敷地相互間の最短距離が五十五メートルを超えない距離に位置している建築物（市街化区域内に存するものを含む。以下この号において同じ。）が四十以上連たんしている土地の区域又は半径二百五十メートルの範囲内に四十以上の建築物が存する土地の区域

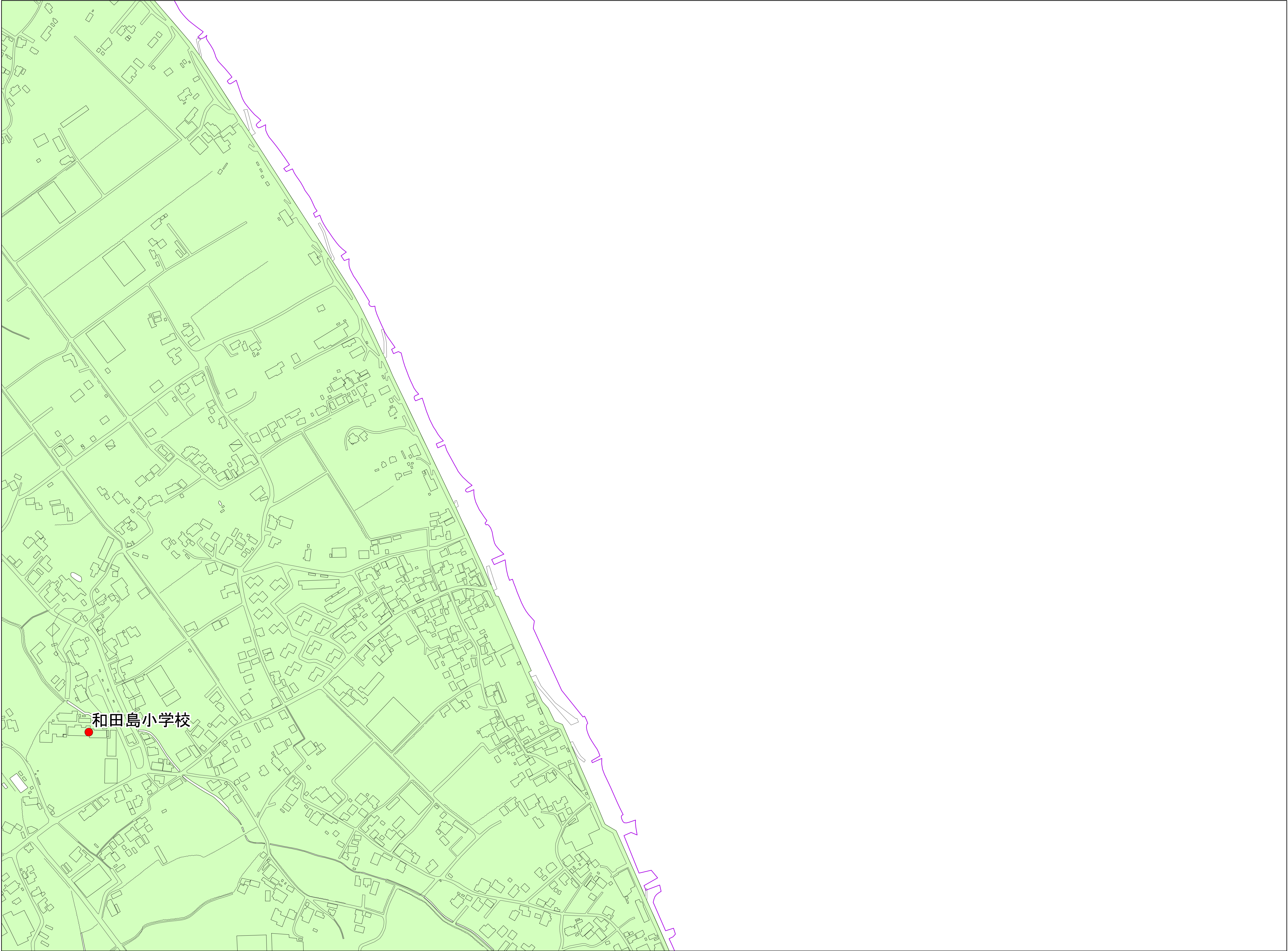
四 不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第二条第九号に規定する登記簿の同条第十八号に規定する地目が宅地又は雑種地として登記されており、かつ、当該登記の年月日が平成十三年五月十七日以前である土地の区域。ただし、通路又は道路として使用される部分にあっては、この限りでない。

【図面の記載事項】

- 指定区域
- 市街化区域
- 都市計画区域



1 : 2,500 (A1)



測量法に基づく国土地理院長の承認（使用） R 3JHs 829

【留意事項】

- 本図面は、都市計画法施行条例第6条第2号及び第3号に掲げる土地の区域を示すもので、都市計画法第34条第11号又は第12号に基づく開発許可等の申請に使用します。
- 都市計画法第34条第11号の条例で指定する土地の区域は、図面ですす土地の区域内において、条例第6条第1号及び第4号に該当する土地の区域です。

都市計画法施行条例（平成十二年徳島県条例第五十七号）（抄）

第六条 法第三十四条第十一号の条例で指定する土地の区域は、次の各号のいずれにも該当する土地の区域とする。

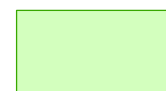
一 政令第二十九条の九各号に掲げる土地の区域（規則で定める基準に適合する土地の区域を除く。）以外の土地の区域

二 市街化区域から四キロメートルを超えない土地の区域のうち、知事が指定する土地の区域

三 敷地相互間の最短距離が五十五メートルを超えない距離に位置している建築物（市街化区域内に存するものを含む。以下この号において同じ。）が四十以上連たんしている土地の区域又は半径二百五十メートルの範囲内に四十以上の建築物が存する土地の区域

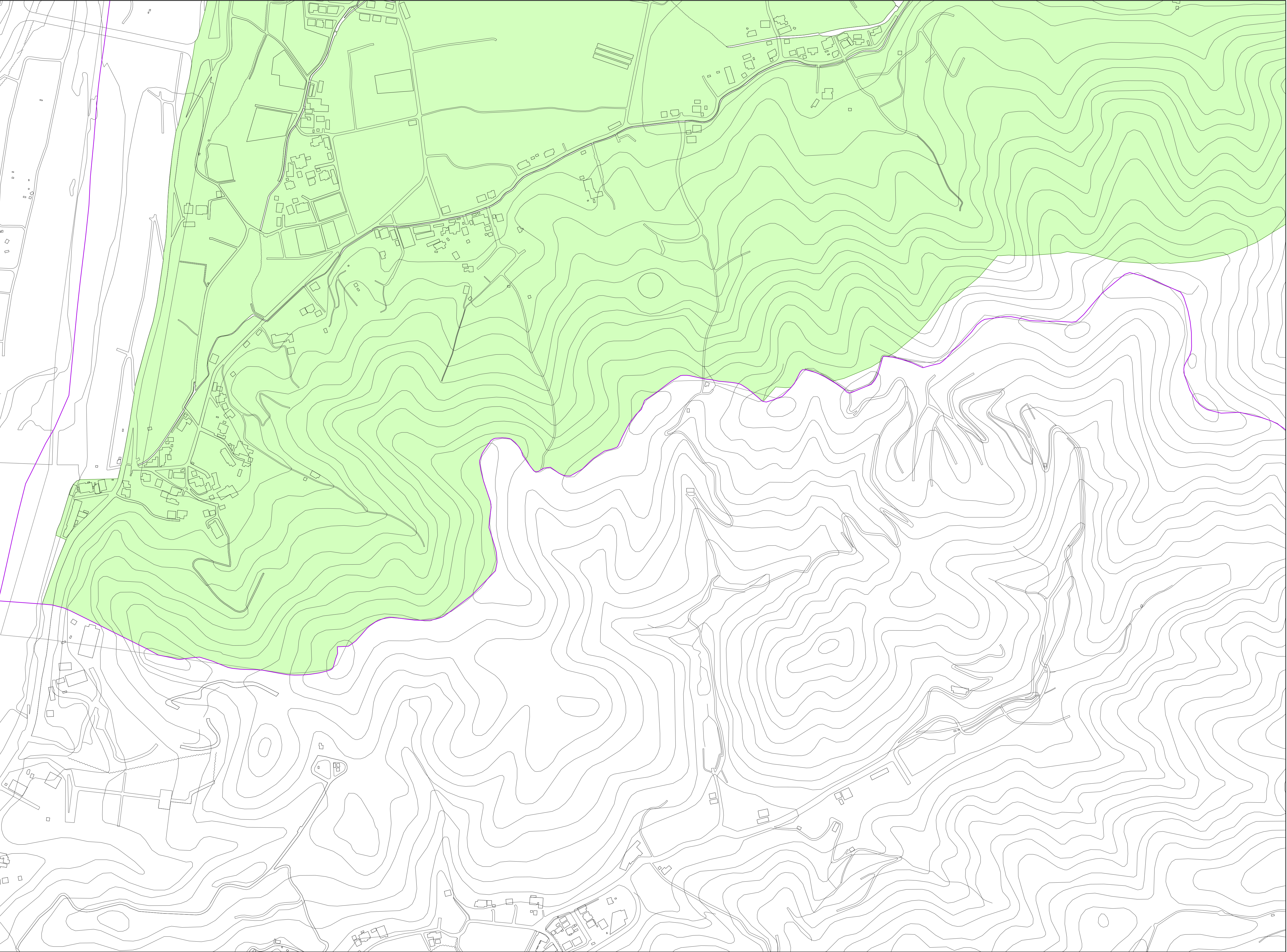
四 不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第二条第九号に規定する登記簿の同条第十八号に規定する地目が宅地又は雑種地として登記されており、かつ、当該登記の年月日が平成十三年五月十七日以前である土地の区域。ただし、通路又は道路として使用される部分にあっては、この限りでない。

【図面の記載事項】

-  指定区域
-  市街化区域
-  都市計画区域



1 : 2,500 (A1)



測量法に基づく国土地理院長の承認（使用） R 3JHs 829



1 : 2,500 (A1)

【留意事項】

- ・本図面は、都市計画法施行条例第6条第2号及び第3号に掲げる土地の区域を示すもので、都市計画法第34条第11号又は第12号に基づく開発許可等の申請に使用します。
- ・都市計画法第34条第11号の条例で指定する土地の区域は、図面で示す土地の区域内において、条例第6条第1号及び第4号に該当する土地の区域です。

都市計画法施行条例（平成十二年徳島県条例第五十七号）（抄）

第六条 法第三十四条第十一号の条例で指定する土地の区域は、次の各号のいずれにも該当する土地の区域とする。

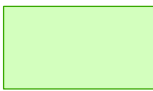
一 政令第二十九条の九各号に掲げる土地の区域（規則で定める基準に適合する土地の区域を除く。）以外の土地の区域

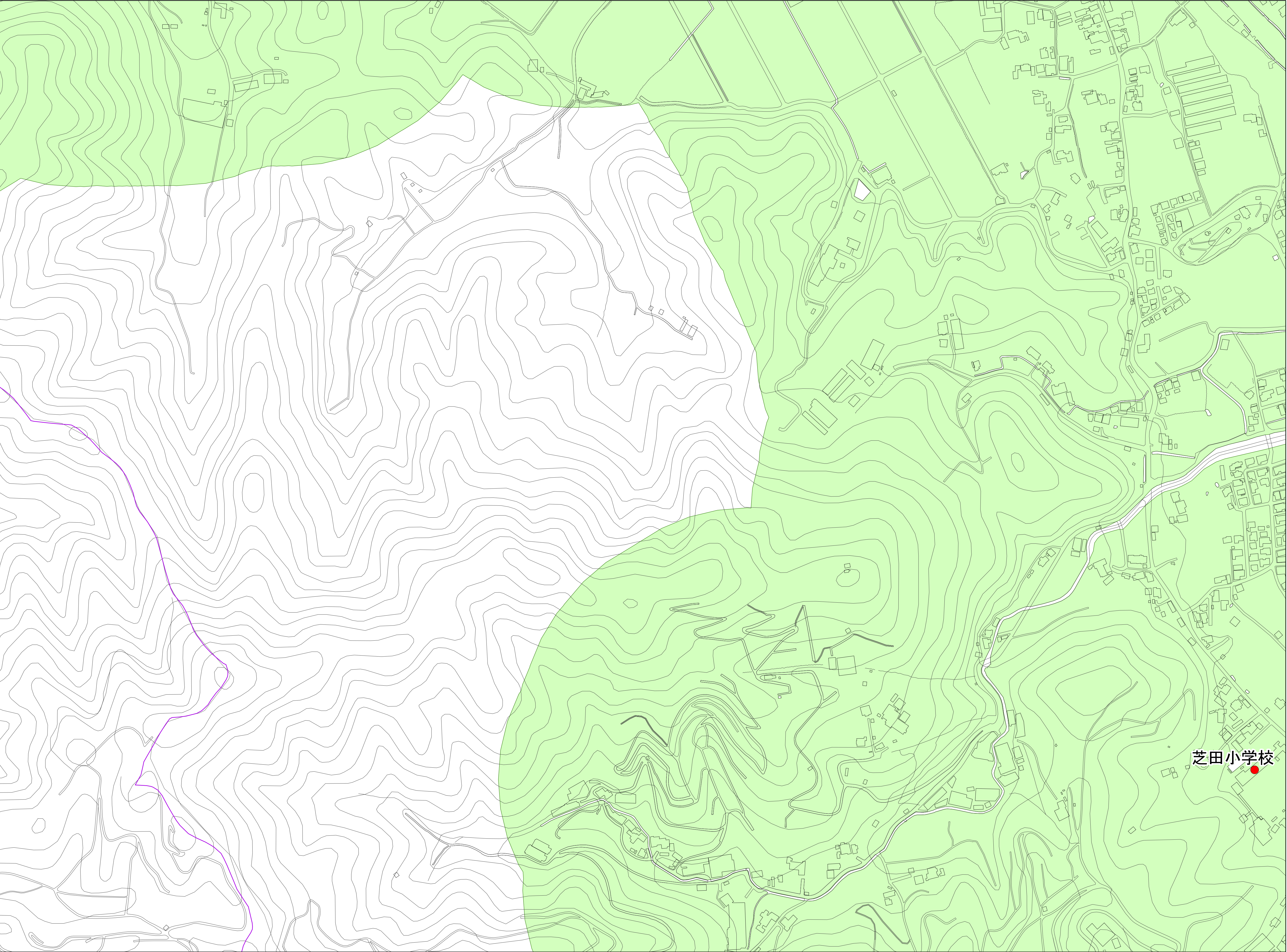
二 市街化区域から四キロメートルを超えない土地の区域のうち、知事が指定する土地の区域

三 敷地相互間の最短距離が五十五メートルを超えない距離に位置している建築物（市街化区域内に存するものを含む。以下この号において同じ。）が四十以上連たんしている土地の区域又は半径二百五十メートルの範囲内に四十以上の建築物が存する土地の区域

四 不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第二条第九号に規定する登記簿の同条第十八号に規定する地目が宅地又は雑種地として登記されており、かつ、当該登記の年月日が平成十三年五月十七日以前である土地の区域。ただし、通路又は道路として使用される部分にあっては、この限りでない。

【図面の記載事項】

- ・  指定区域
- ・  市街化区域
- ・  都市計画区域



測量法に基づく国土地理院長の承認（使用） R 3JHs 829

- 【留意事項】
- 本図面は、都市計画法施行条例第6条第2号及び第3号に掲げる土地の区域を示すもので、都市計画法第34条第11号又は第12号に基づく開発許可等の申請に使用します。
 - 都市計画法第34条第11号の条例で指定する土地の区域は、図面ですす土地の区域内において、条例第6条第1号及び第4号に該当する土地の区域です。

都市計画法施行条例（平成十二年徳島県条例第五十七号）（抄）

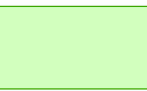
第六条 法第三十四条第十一号の条例で指定する土地の区域は、次の各号のいずれにも該当する土地の区域とする。

一 政令第二十九条の九各号に掲げる土地の区域（規則で定める基準に適合する土地の区域を除く。）以外の土地の区域

二 市街化区域から四キロメートルを超えない土地の区域のうち、知事が指定する土地の区域

三 敷地相互間の最短距離が五十五メートルを超えない距離に位置している建築物（市街化区域内に存するものを含む。以下この号において同じ。）が四十以上連たんしている土地の区域又は半径二百五十メートルの範囲内に四十以上の建築物が存する土地の区域

四 不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第二条第九号に規定する登記簿の同条第十八号に規定する地目が宅地又は雑種地として登記されており、かつ、当該登記の年月日が平成十三年五月十七日以前である土地の区域。ただし、通路又は道路として使用される部分にあっては、この限りでない。

- 【図面の記載事項】
-  指定区域
 -  市街化区域
 -  都市計画区域



測量法に基づく国土地理院長の承認（使用） R 3JHs 829

【留意事項】

- 本図面は、都市計画法施行条例第6条第2号及び第3号に掲げる土地の区域を示すもので、都市計画法第34条第11号又は第12号に基づく開発許可等の申請に使用します。
- 都市計画法第34条第11号の条例で指定する土地の区域は、図面ですす土地の区域内において、条例第6条第1号及び第4号に該当する土地の区域です。

都市計画法施行条例（平成十二年徳島県条例第五十七号）（抄）

第六条 法第三十四条第十一号の条例で指定する土地の区域は、次の各号のいずれにも該当する土地の区域とする。

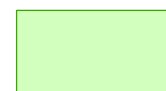
一 政令第二十九条の九各号に掲げる土地の区域（規則で定める基準に適合する土地の区域を除く。）以外の土地の区域

二 市街化区域から四キロメートルを超えない土地の区域のうち、知事が指定する土地の区域

三 敷地相互間の最短距離が五十五メートルを超えない距離に位置している建築物（市街化区域内に存するものを含む。以下この号において同じ。）が四十以上連たんしている土地の区域又は半径二百五十メートルの範囲内に四十以上の建築物が存する土地の区域

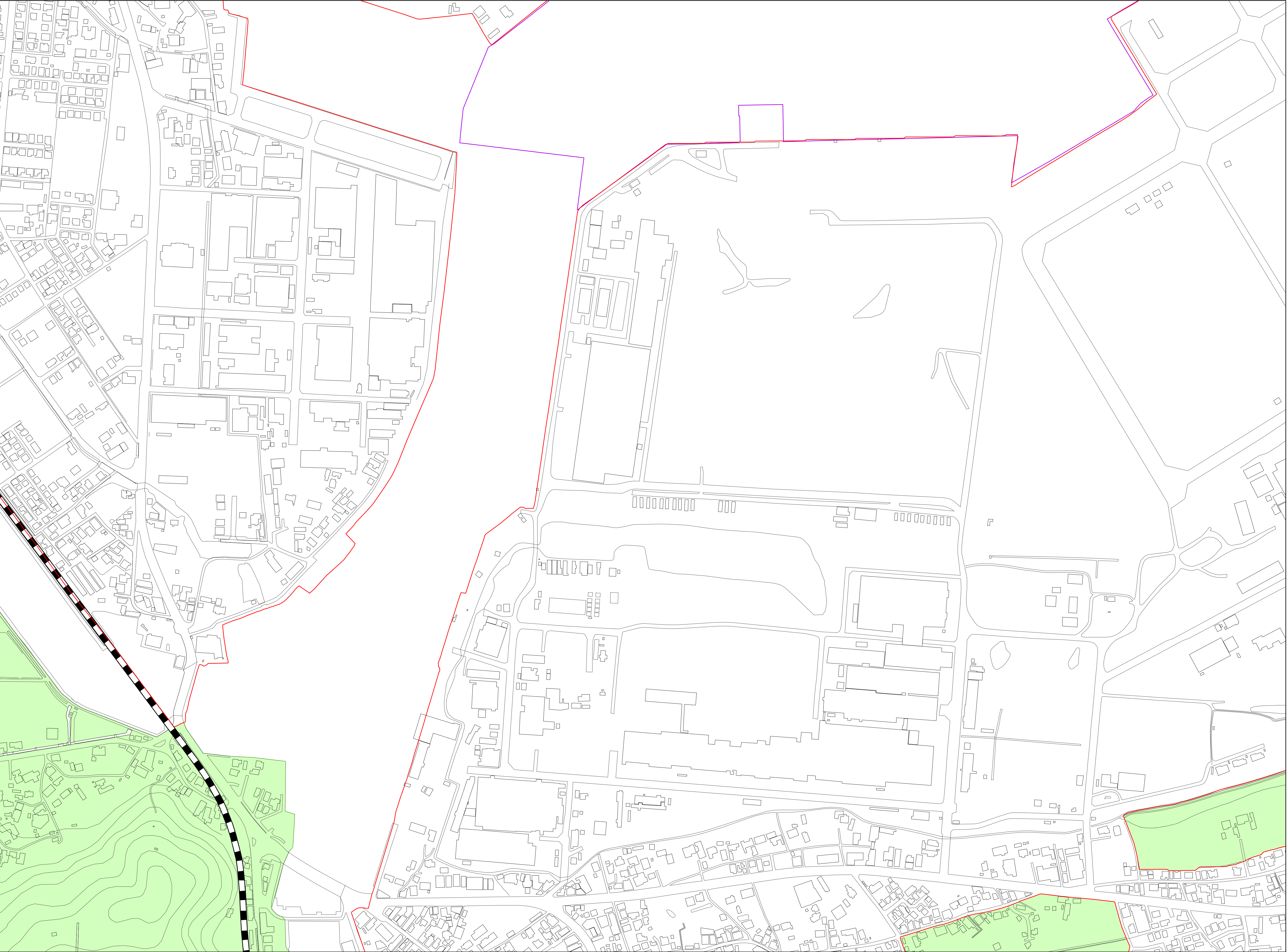
四 不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第二条第九号に規定する登記簿の同条第十八号に規定する地目が宅地又は雑種地として登記されており、かつ、当該登記の年月日が平成十三年五月十七日以前である土地の区域。ただし、通路又は道路として使用される部分にあっては、この限りでない。

【図面の記載事項】

-  指定区域
-  市街化区域
-  都市計画区域



1 : 2,500 (A1)



測量法に基づく国土地理院長の承認（使用） R 3JHs 829



1 : 2,500 (A1)

【留意事項】

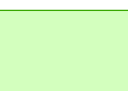
- ・本図面は、都市計画法施行条例第6条第2号及び第3号に掲げる土地の区域を示すもので、都市計画法第34条第11号又は第12号に基づく開発許可等の申請に使用します。
- ・都市計画法第34条第11号の条例で指定する土地の区域は、図面ですす土地の区域内において、条例第6条第1号及び第4号に該当する土地の区域です。

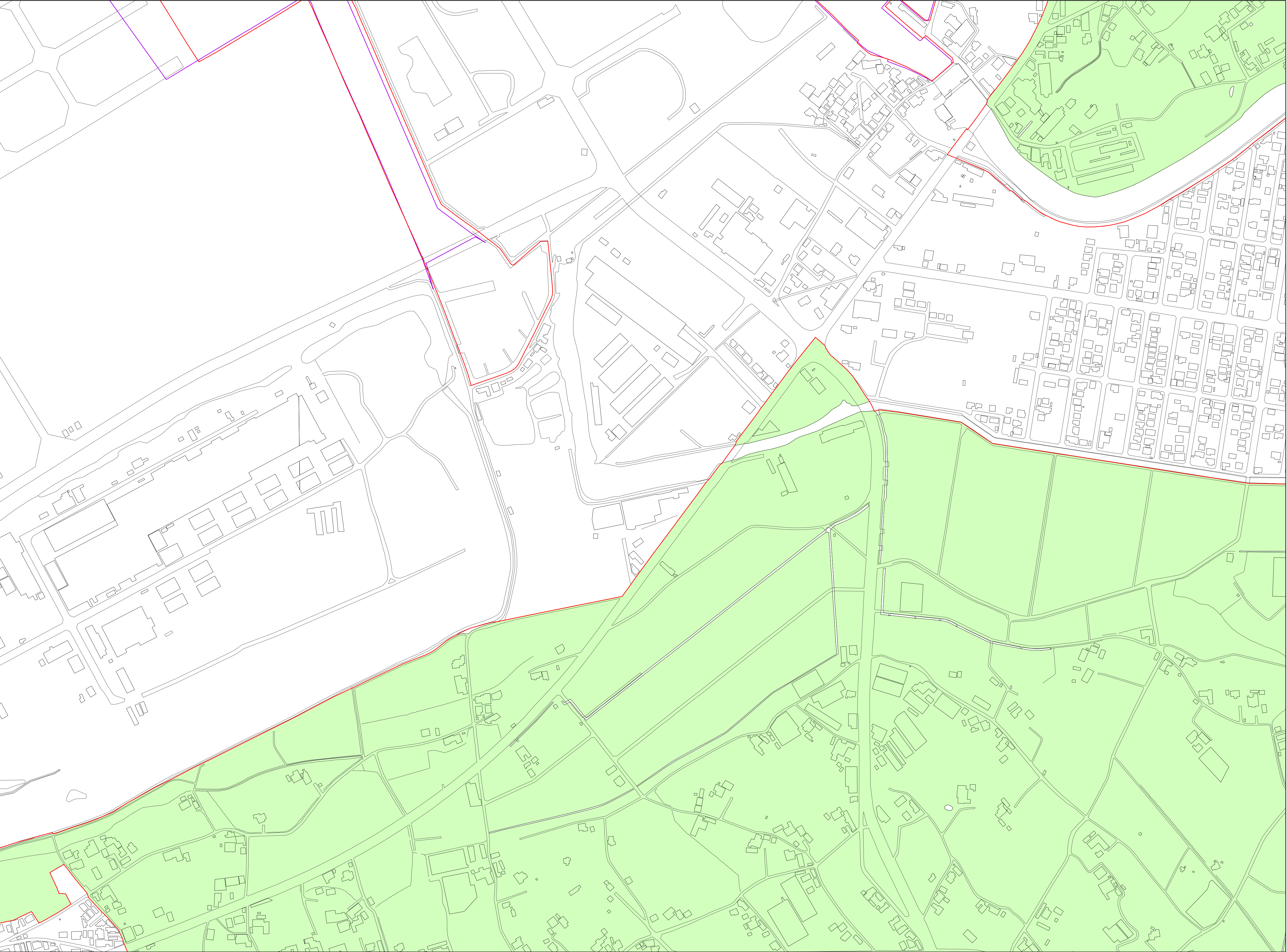
都市計画法施行条例（平成十二年徳島県条例第五十七号）（抄）

第六条 法第三十四条第十一号の条例で指定する土地の区域は、次の各号のいずれにも該当する土地の区域とする。

- 一 政令第二十九条の九各号に掲げる土地の区域（規則で定める基準に適合する土地の区域を除く。）以外の土地の区域
- 二 市街化区域から四キロメートルを超えない土地の区域のうち、知事が指定する土地の区域
- 三 敷地相互間の最短距離が五十五メートルを超えない距離に位置している建築物（市街化区域内に存するものを含む。以下この号において同じ。）が四十以上連たんしている土地の区域又は半径二百五十メートルの範囲内に四十以上の建築物が存する土地の区域
- 四 不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第二条第九号に規定する登記簿の同条第十八号に規定する地目が宅地又は雑種地として登記されており、かつ、当該登記の年月日が平成十三年五月十七日以前である土地の区域。ただし、通路又は道路として使用される部分にあっては、この限りでない。

【図面の記載事項】

- ・  指定区域
- ・  市街化区域
- ・  都市計画区域



測量法に基づく国土地理院長の承認（使用） R 3JHs 829

【留意事項】

- 本図面は、都市計画法施行条例第6条第2号及び第3号に掲げる土地の区域を示すもので、都市計画法第34条第11号又は第12号に基づく開発許可等の申請に使用します。
- 都市計画法第34条第11号の条例で指定する土地の区域は、図面以示す土地の区域内において、条例第6条第1号及び第4号に該当する土地の区域です。

都市計画法施行条例（平成十二年徳島県条例第五十七号）（抄）

第六条 法第三十四条第十一号の条例で指定する土地の区域は、次の各号のいずれにも該当する土地の区域とする。

一 政令第二十九条の九各号に掲げる土地の区域（規則で定める基準に適合する土地の区域を除く。）以外の土地の区域

二 市街化区域から四キロメートルを超えない土地の区域のうち、知事が指定する土地の区域

三 敷地相互間の最短距離が五十五メートルを超えない距離に位置している建築物（市街化区域内に存するものを含む。以下この号において同じ。）が四十以上連たんしている土地の区域又は半径二百五十メートルの範囲内に四十以上の建築物が存する土地の区域

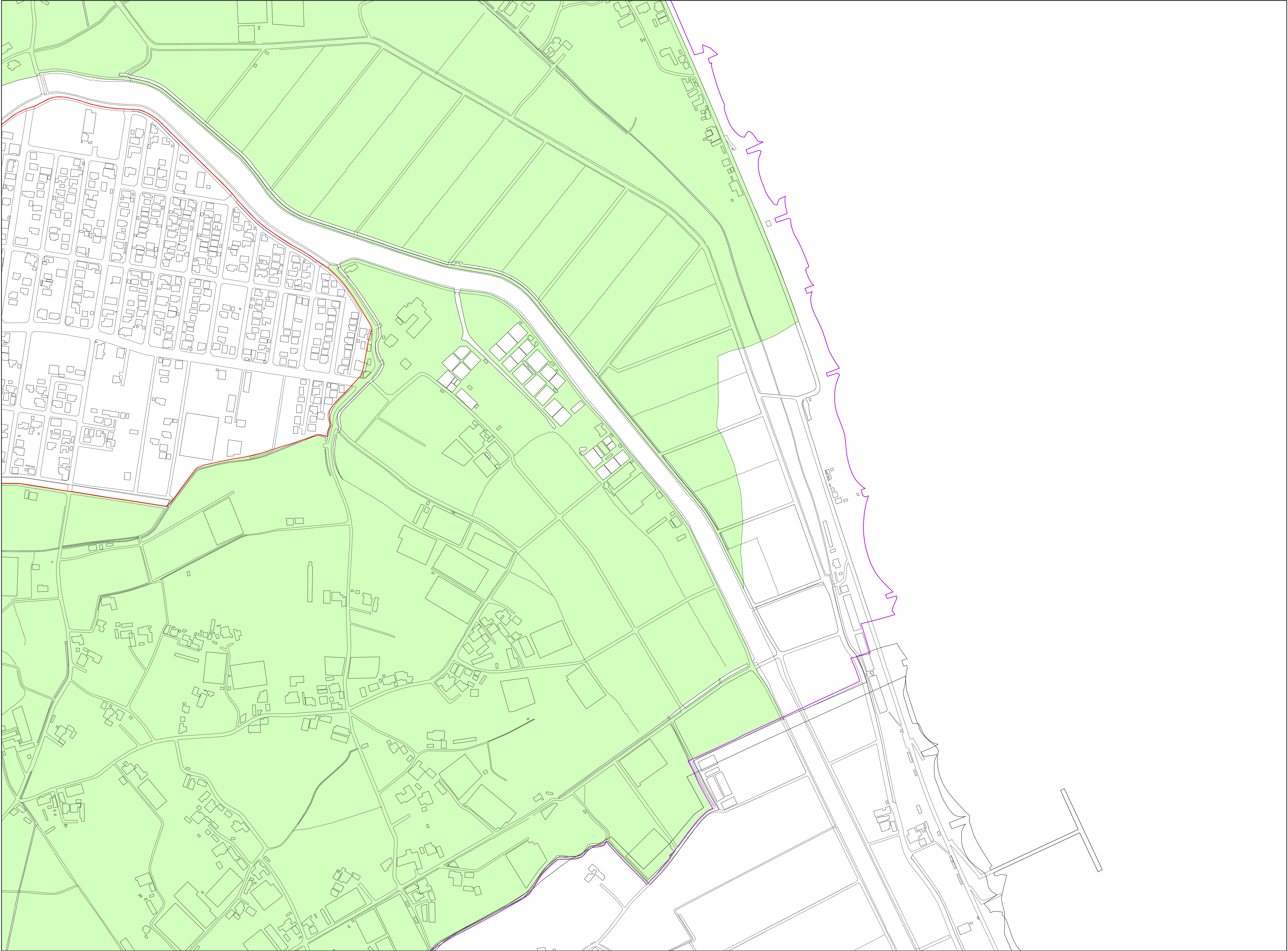
四 不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第二条第九号に規定する登記簿の同条第十八号に規定する地目が宅地又は雑種地として登記されており、かつ、当該登記の年月日が平成十三年五月十七日以前である土地の区域。ただし、通路又は道路として使用される部分にあっては、この限りでない。

【図面の記載事項】

-  指定区域
-  市街化区域
-  都市計画区域



1 : 2,500 (A1)



測量法に基づく国土地理院長の承認（使用） R 3JHs 829

- 【留意事項】
- 本図面は、都市計画法施行条例第6条第2号及び第3号に掲げる土地の区域を示すもので、都市計画法第34条第11号又は第12号に基づく開発許可等の申請に使用します。
 - 都市計画法第34条第11号の条例で指定する土地の区域は、図面ですす土地の区域内において、条例第6条第1号及び第4号に該当する土地の区域です。

都市計画法施行条例（平成十二年徳島県条例第五十七号）（抄）

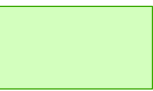
第六条 法第三十四条第十一号の条例で指定する土地の区域は、次の各号のいずれにも該当する土地の区域とする。

一 政令第二十九条の九各号に掲げる土地の区域（規則で定める基準に適合する土地の区域を除く。）以外の土地の区域

二 市街化区域から四キロメートルを超えない土地の区域のうち、知事が指定する土地の区域

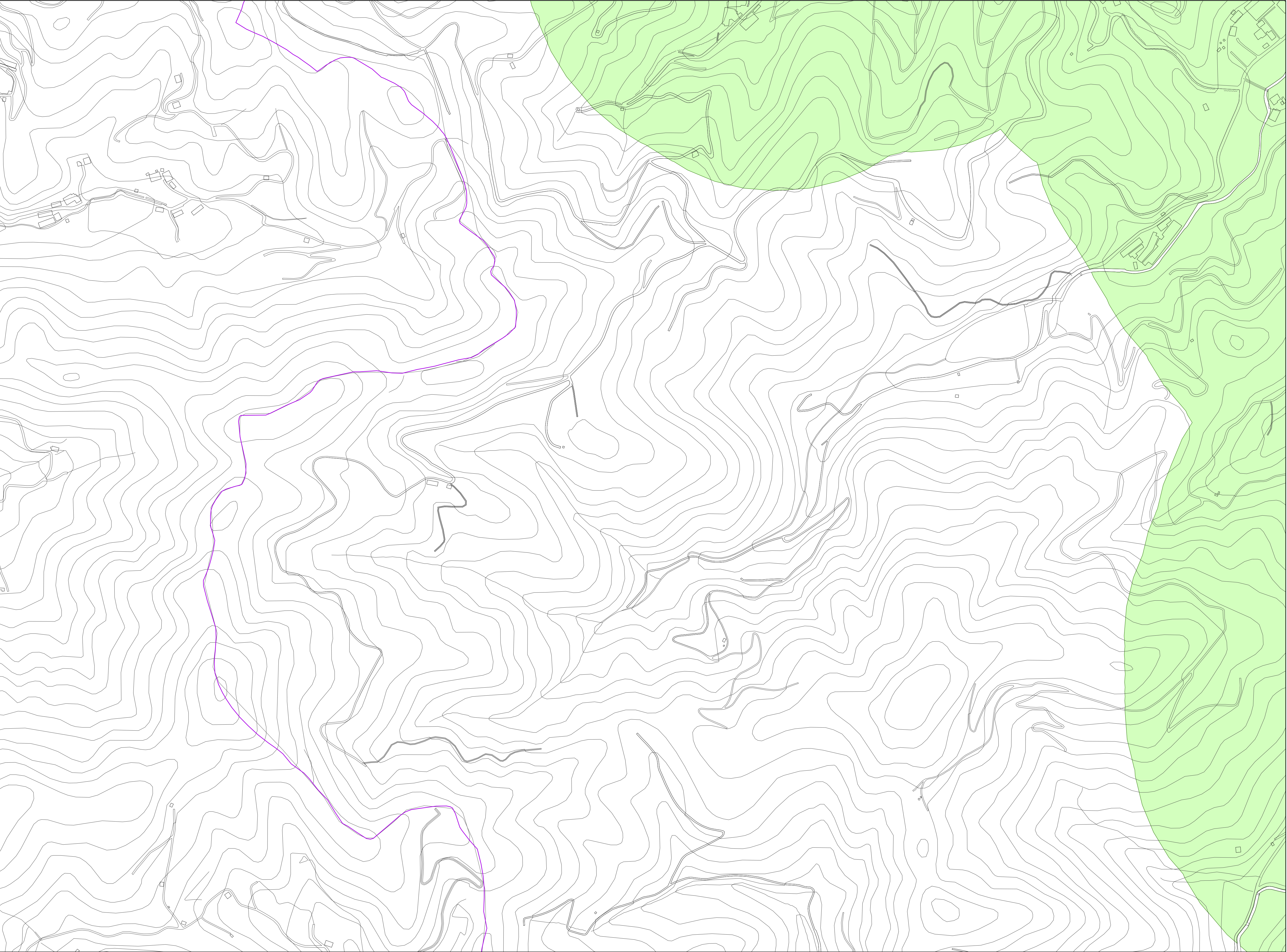
三 敷地相互間の最短距離が五十五メートルを超えない距離に位置している建築物（市街化区域内に存するものを含む。以下この号において同じ。）が四十以上連たんしている土地の区域又は半径二百五十メートルの範囲内に四十以上の建築物が存する土地の区域

四 不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第二条第九号に規定する登記簿の同条第十八号に規定する地目が宅地又は雑種地として登記されており、かつ、当該登記の年月日が平成十三年五月十七日以前である土地の区域。ただし、通路又は道路として使用される部分にあっては、この限りでない。

- 【図面の記載事項】
-  指定区域
 -  市街化区域
 -  都市計画区域



1 : 2,500 (A1)



測量法に基づく国土地理院長の承認（使用） R 3JHs 829

【留意事項】

- 本図面は、都市計画法施行条例第6条第2号及び第3号に掲げる土地の区域を示すもので、都市計画法第34条第11号又は第12号に基づく開発許可等の申請に使用します。
- 都市計画法第34条第11号の条例で指定する土地の区域は、図面で示す土地の区域内において、条例第6条第1号及び第4号に該当する土地の区域です。

都市計画法施行条例（平成十二年徳島県条例第五十七号）（抄）

第六条 法第三十四条第十一号の条例で指定する土地の区域は、次の各号のいずれにも該当する土地の区域とする。

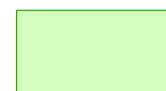
一 政令第二十九条の九各号に掲げる土地の区域（規則で定める基準に適合する土地の区域を除く。）以外の土地の区域

二 市街化区域から四キロメートルを超えない土地の区域のうち、知事が指定する土地の区域

三 敷地相互間の最短距離が五十五メートルを超えない距離に位置している建築物（市街化区域内に存するものを含む。以下この号において同じ。）が四十以上連たんしている土地の区域又は半径二百五十メートルの範囲内に四十以上の建築物が存する土地の区域

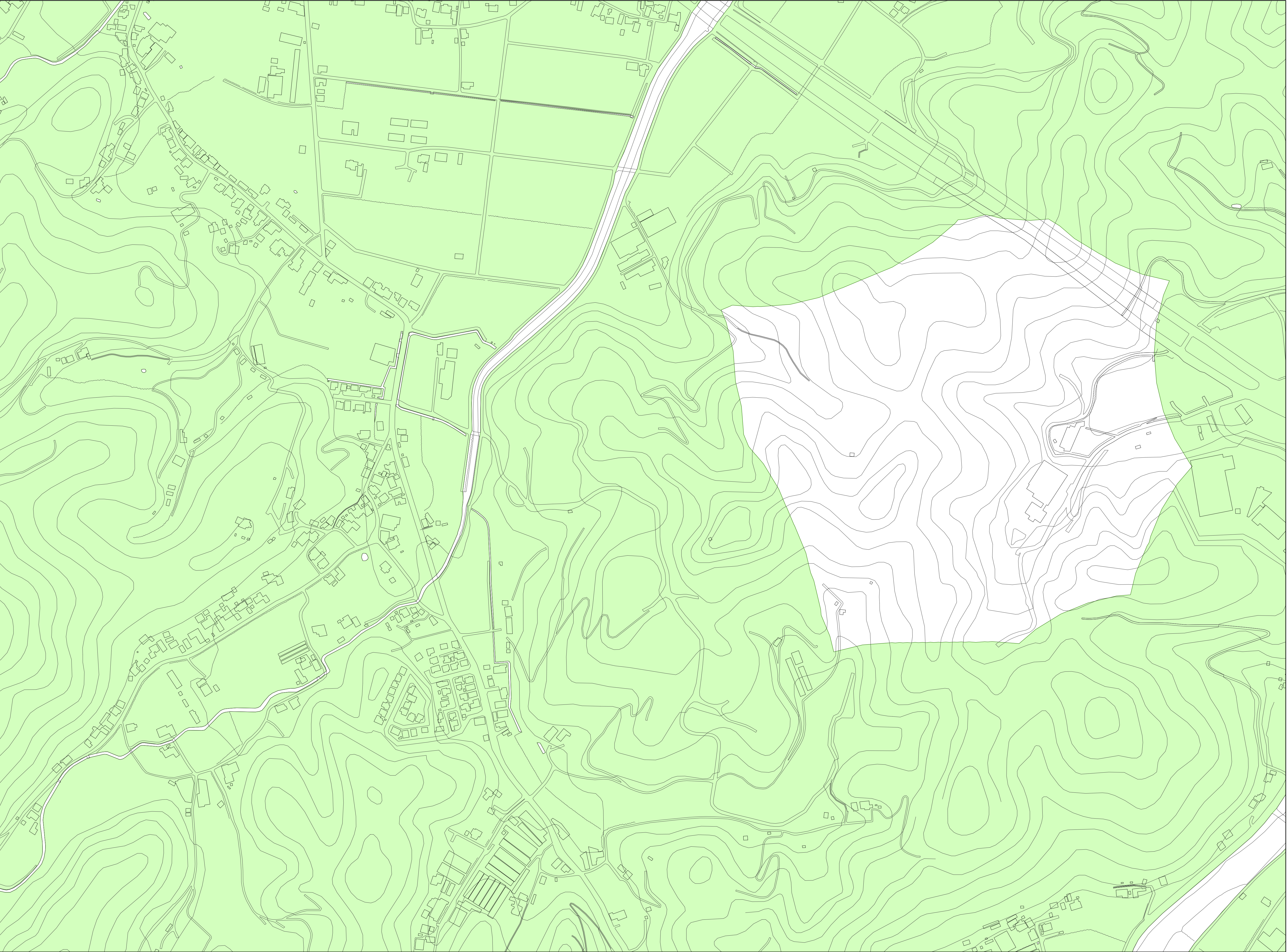
四 不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第二条第九号に規定する登記簿の同条第十八号に規定する地目が宅地又は雑種地として登記されており、かつ、当該登記の年月日が平成十三年五月十七日以前である土地の区域。ただし、通路又は道路として使用される部分にあっては、この限りでない。

【図面の記載事項】

-  指定区域
-  市街化区域
-  都市計画区域



1 : 2,500 (A1)



測量法に基づく国土地理院長の承認（使用） R 3JHs 829

- 【留意事項】
- 本図面は、都市計画法施行条例第6条第2号及び第3号に掲げる土地の区域を示すもので、都市計画法第34条第11号又は第12号に基づく開発許可等の申請に使用します。
 - 都市計画法第34条第11号の条例で指定する土地の区域は、図面で示す土地の区域内において、条例第6条第1号及び第4号に該当する土地の区域です。

都市計画法施行条例（平成十二年徳島県条例第五十七号）（抄）

第六条 法第三十四条第十一号の条例で指定する土地の区域は、次の各号のいずれにも該当する土地の区域とする。

一 政令第二十九条の九各号に掲げる土地の区域（規則で定める基準に適合する土地の区域を除く。）以外の土地の区域

二 市街化区域から四キロメートルを超えない土地の区域のうち、知事が指定する土地の区域

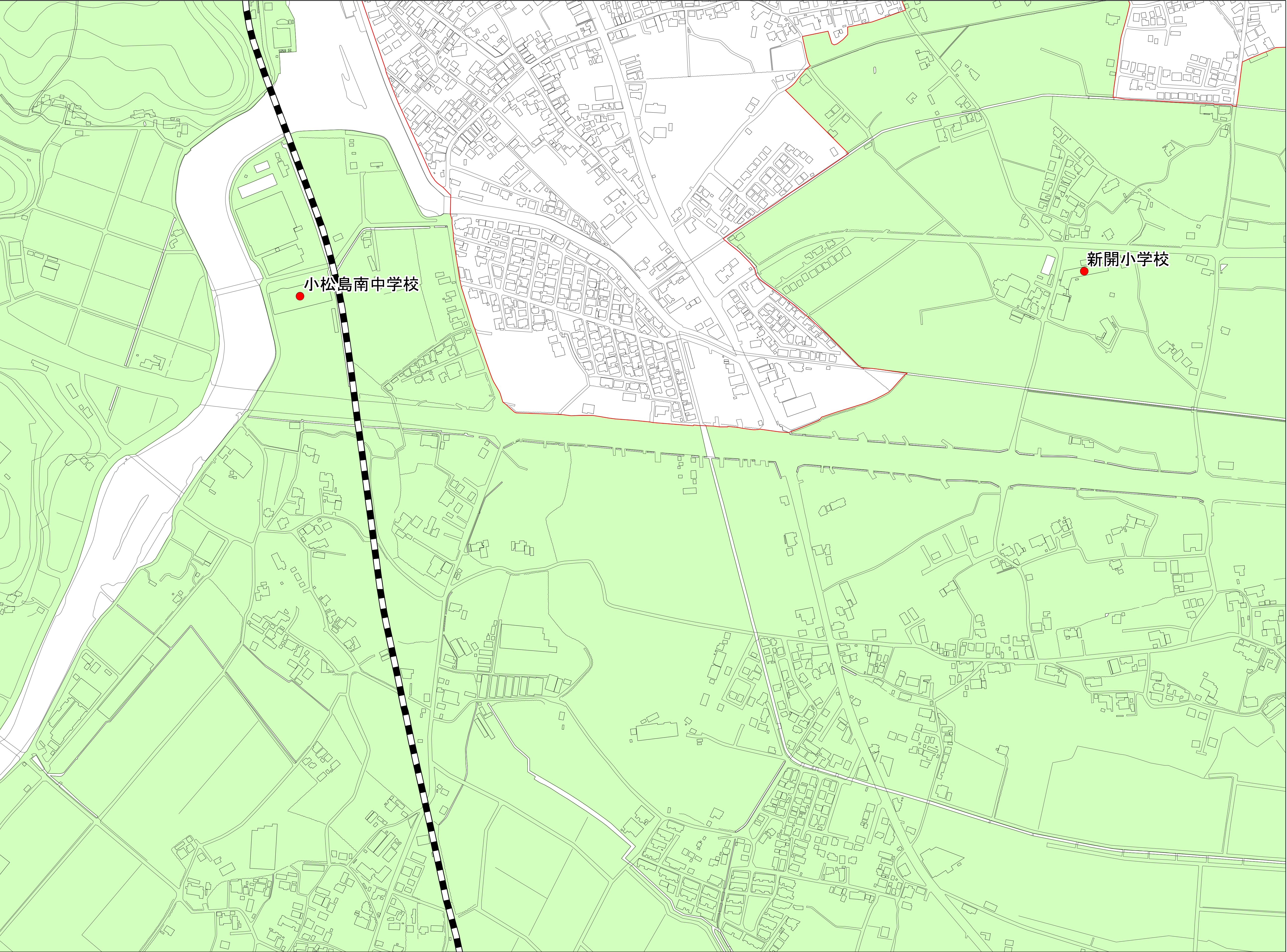
三 敷地相互間の最短距離が五十五メートルを超えない距離に位置している建築物（市街化区域内に存するものを含む。以下この号において同じ。）が四十以上連たんしている土地の区域又は半径二百五十メートルの範囲内に四十以上の建築物が存する土地の区域

四 不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第二条第九号に規定する登記簿の同条第十八号に規定する地目が宅地又は雑種地として登記されており、かつ、当該登記の年月日が平成十三年五月十七日以前である土地の区域。ただし、通路又は道路として使用される部分にあっては、この限りでない。

- 【図面の記載事項】
- 指定区域
 - 市街化区域
 - 都市計画区域



1 : 2,500 (A1)



測量法に基づく国土地理院長の承認（使用） R 3JHs 829

- 【留意事項】
- 本図面は、都市計画法施行条例第6条第2号及び第3号に掲げる土地の区域を示すもので、都市計画法第34条第11号又は第12号に基づく開発許可等の申請に使用します。
 - 都市計画法第34条第11号の条例で指定する土地の区域は、図面で示す土地の区域内において、条例第6条第1号及び第4号に該当する土地の区域です。

都市計画法施行条例（平成十二年徳島県条例第五十七号）（抄）

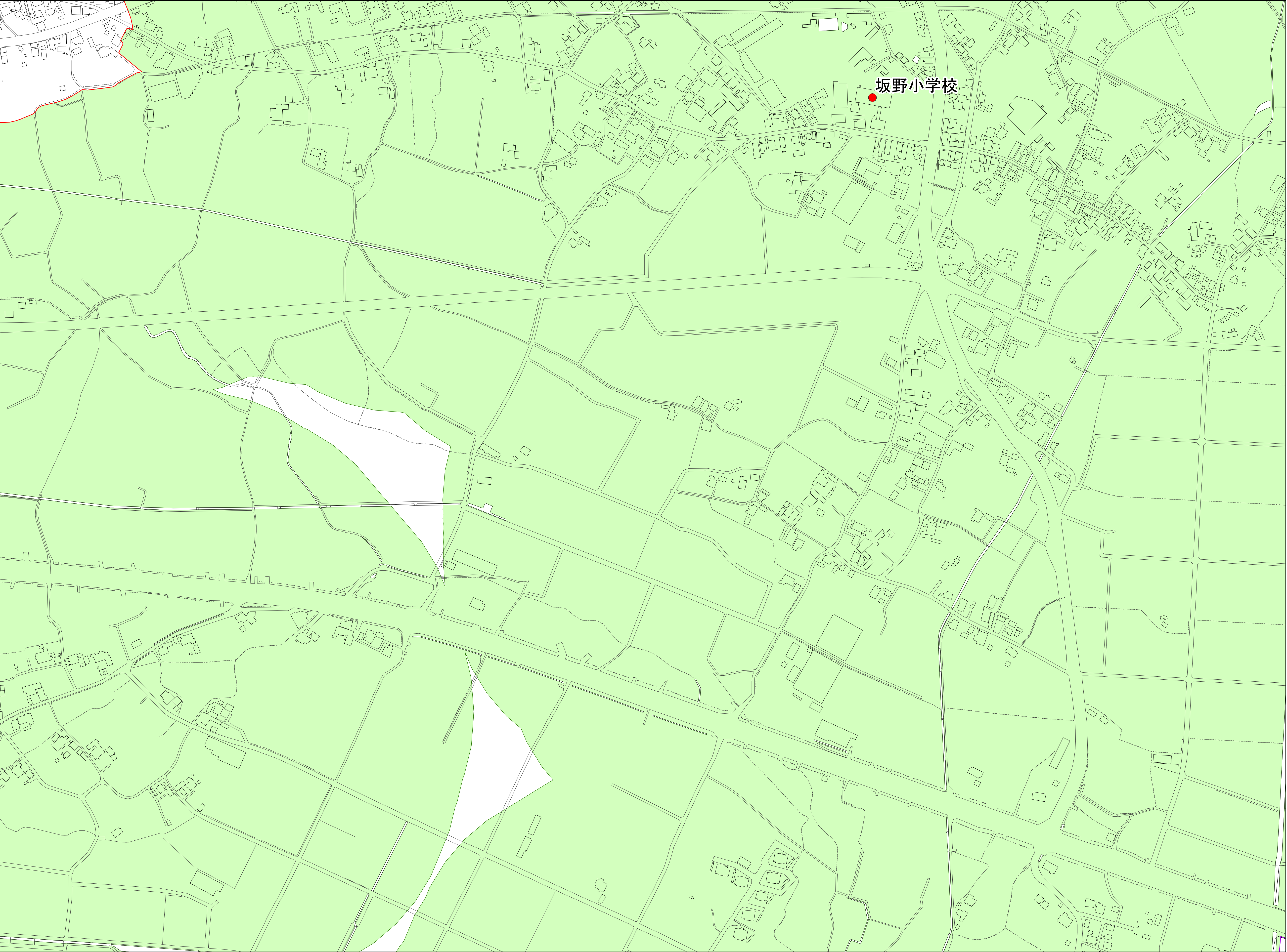
第六条 法第三十四条第十一号の条例で指定する土地の区域は、次の各号のいずれにも該当する土地の区域とする。

- 一 政令第二十九条の九各号に掲げる土地の区域（規則で定める基準に適合する土地の区域を除く。）以外の土地の区域
- 二 市街化区域から四キロメートルを超えない土地の区域のうち、知事が指定する土地の区域
- 三 敷地相互間の最短距離が五十五メートルを超えない距離に位置している建築物（市街化区域内に存するものを含む。以下この号において同じ。）が四十以上連たんしている土地の区域又は半径二百五十メートルの範囲内に四十以上の建築物が存する土地の区域
- 四 不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第二条第九号に規定する登記簿の同条第十八号に規定する地目が宅地又は雑種地として登記されており、かつ、当該登記の年月日が平成十三年五月十七日以前である土地の区域。ただし、通路又は道路として使用される部分にあっては、この限りでない。

- 【図面の記載事項】
- 指定区域
 - 市街化区域
 - 都市計画区域



1 : 2,500 (A1)



測量法に基づく国土地理院長の承認（使用） R 3JHs 829

- 【留意事項】
- 本図面は、都市計画法施行条例第6条第2号及び第3号に掲げる土地の区域を示すもので、都市計画法第34条第11号又は第12号に基づく開発許可等の申請に使用します。
 - 都市計画法第34条第11号の条例で指定する土地の区域は、図面で示す土地の区域内において、条例第6条第1号及び第4号に該当する土地の区域です。

都市計画法施行条例（平成十二年徳島県条例第五十七号）（抄）

第六条 法第三十四条第十一号の条例で指定する土地の区域は、次の各号のいずれにも該当する土地の区域とする。

一 政令第二十九条の九各号に掲げる土地の区域（規則で定める基準に適合する土地の区域を除く。）以外の土地の区域

二 市街化区域から四キロメートルを超えない土地の区域のうち、知事が指定する土地の区域

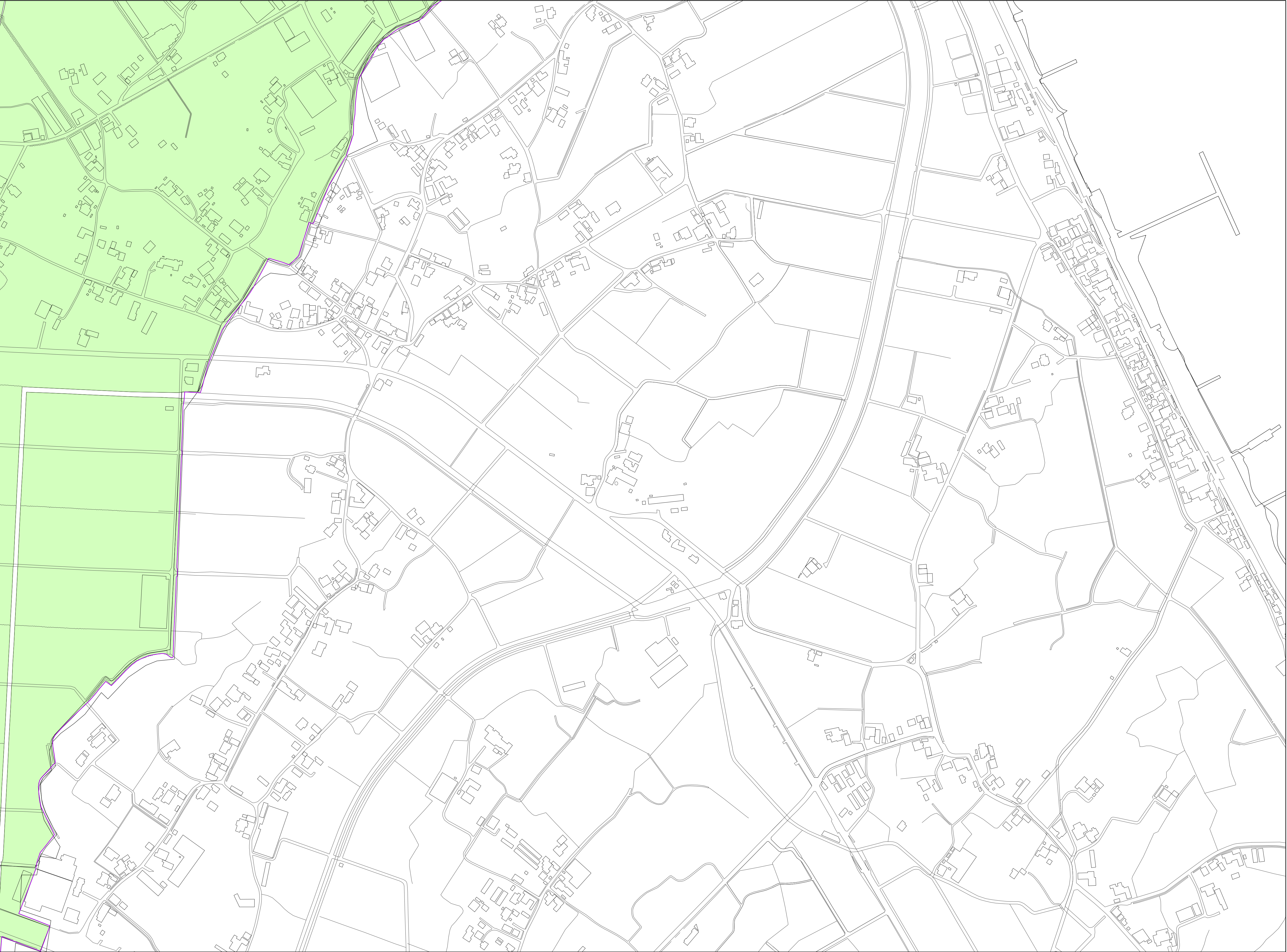
三 敷地相互間の最短距離が五十五メートルを超えない距離に位置している建築物（市街化区域内に存するものを含む。以下この号において同じ。）が四十以上連たんしている土地の区域又は半径二百五十メートルの範囲内に四十以上の建築物が存する土地の区域

四 不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第二条第九号に規定する登記簿の同条第十八号に規定する地目が宅地又は雑種地として登記されており、かつ、当該登記の年月日が平成十三年五月十七日以前である土地の区域。ただし、通路又は道路として使用される部分にあっては、この限りでない。

- 【図面の記載事項】
- 指定区域
 - 市街化区域
 - 都市計画区域



1 : 2,500 (A1)



測量法に基づく国土地理院長の承認（使用） R 3JHs 829

- 【留意事項】
- 本図面は、都市計画法施行条例第6条第2号及び第3号に掲げる土地の区域を示すもので、都市計画法第34条第11号又は第12号に基づく開発許可等の申請に使用します。
 - 都市計画法第34条第11号の条例で指定する土地の区域は、図面で示す土地の区域内において、条例第6条第1号及び第4号に該当する土地の区域です。

都市計画法施行条例（平成十二年徳島県条例第五十七号）（抄）

第六条 法第三十四条第十一号の条例で指定する土地の区域は、次の各号のいずれにも該当する土地の区域とする。

一 政令第二十九条の九各号に掲げる土地の区域（規則で定める基準に適合する土地の区域を除く。）以外の土地の区域

二 市街化区域から四キロメートルを超えない土地の区域のうち、知事が指定する土地の区域

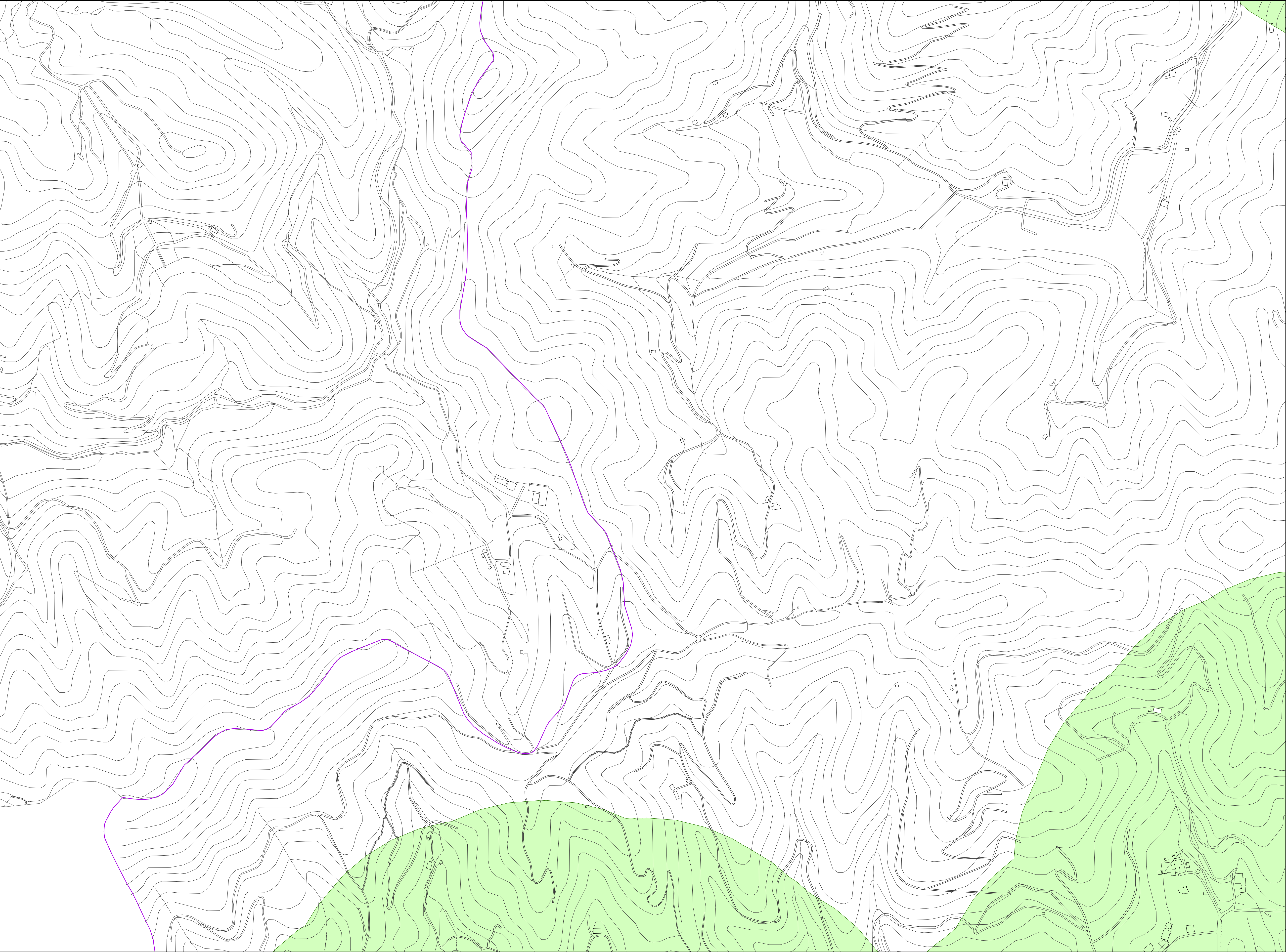
三 敷地相互間の最短距離が五十五メートルを超えない距離に位置している建築物（市街化区域内に存するものを含む。以下この号において同じ。）が四十以上連たんしている土地の区域又は半径二百五十メートルの範囲内に四十以上の建築物が存する土地の区域

四 不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第二条第九号に規定する登記簿の同条第十八号に規定する地目が宅地又は雑種地として登記されており、かつ、当該登記の年月日が平成十三年五月十七日以前である土地の区域。ただし、通路又は道路として使用される部分にあっては、この限りでない。

- 【図面の記載事項】
- 指定区域
 - 市街化区域
 - 都市計画区域



1 : 2,500 (A1)



測量法に基づく国土地理院長の承認（使用） R 3JHs 829

- 【留意事項】
- 本図面は、都市計画法施行条例第6条第2号及び第3号に掲げる土地の区域を示すもので、都市計画法第34条第11号又は第12号に基づく開発許可等の申請に使用します。
 - 都市計画法第34条第11号の条例で指定する土地の区域は、図面ですす土地の区域内において、条例第6条第1号及び第4号に該当する土地の区域です。

都市計画法施行条例（平成十二年徳島県条例第五十七号）（抄）

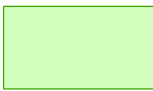
第六条 法第三十四条第十一号の条例で指定する土地の区域は、次の各号のいずれにも該当する土地の区域とする。

一 政令第二十九条の九各号に掲げる土地の区域（規則で定める基準に適合する土地の区域を除く。）以外の土地の区域

二 市街化区域から四キロメートルを超えない土地の区域のうち、知事が指定する土地の区域

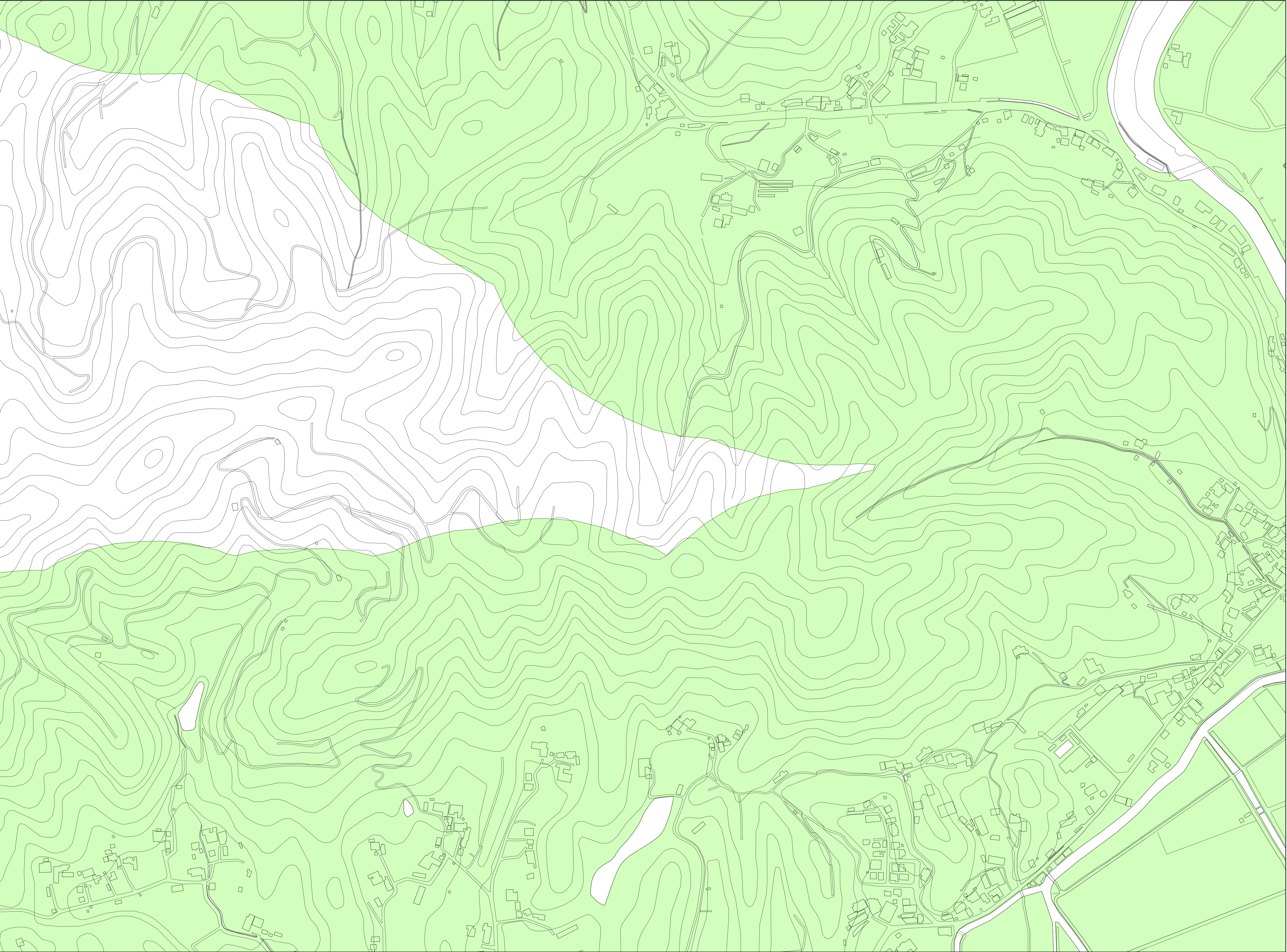
三 敷地相互間の最短距離が五十五メートルを超えない距離に位置している建築物（市街化区域内に存するものを含む。以下この号において同じ。）が四十以上連たんしている土地の区域又は半径二百五十メートルの範囲内に四十以上の建築物が存する土地の区域

四 不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第二条第九号に規定する登記簿の同条第十八号に規定する地目が宅地又は雑種地として登記されており、かつ、当該登記の年月日が平成十三年五月十七日以前である土地の区域。ただし、通路又は道路として使用される部分にあっては、この限りでない。

- 【図面の記載事項】
-  指定区域
 -  市街化区域
 -  都市計画区域



1 : 2,500 (A1)



測量法に基づく国土地理院長の承認（使用） R 3JHs 829

- 【留意事項】
- 本図面は、都市計画法施行条例第6条第2号及び第3号に掲げる土地の区域を示すもので、都市計画法第34条第11号又は第12号に基づく開発許可等の申請に使用します。
 - 都市計画法第34条第11号の条例で指定する土地の区域は、図面で示す土地の区域内において、条例第6条第1号及び第4号に該当する土地の区域です。

都市計画法施行条例（平成十二年徳島県条例第五十七号）（抄）

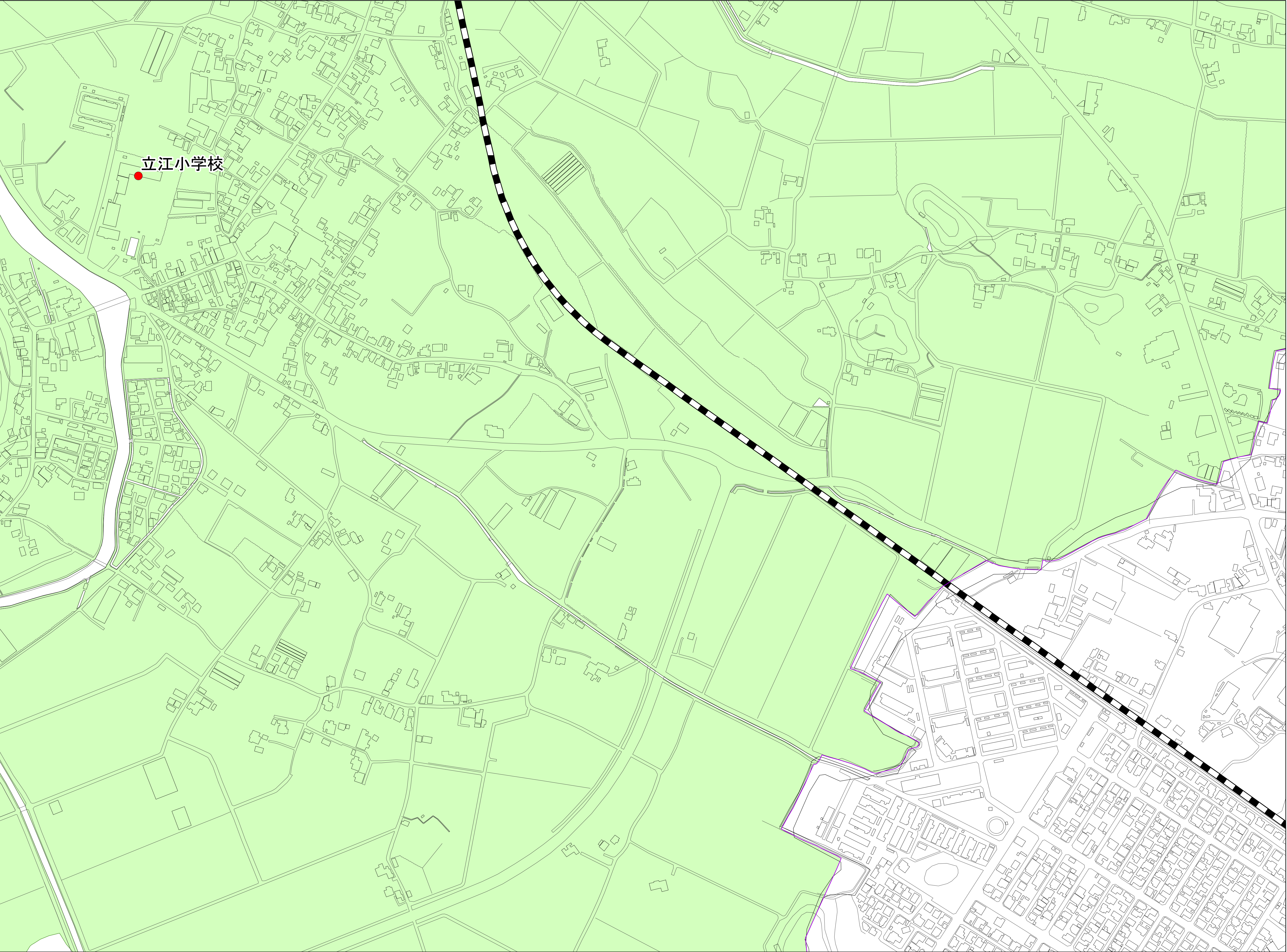
第六条 法第三十四条第十一号の条例で指定する土地の区域は、次の各号のいずれにも該当する土地の区域とする。

- 一 政令第二十九条の九各号に掲げる土地の区域（規則で定める基準に適合する土地の区域を除く。）以外の土地の区域
- 二 市街化区域から四キロメートルを超えない土地の区域のうち、知事が指定する土地の区域
- 三 敷地相互間の最短距離が五十五メートルを超えない距離に位置している建築物（市街化区域内に存するものを含む。以下この号において同じ。）が四十以上連たんしている土地の区域又は半径二百五十メートルの範囲内に四十以上の建築物が存する土地の区域
- 四 不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第二条第九号に規定する登記簿の同条第十八号に規定する地目が宅地又は雑種地として登記されており、かつ、当該登記の年月日が平成十三年五月十七日以前である土地の区域。ただし、通路又は道路として使用される部分にあっては、この限りでない。

- 【図面の記載事項】
- 指定区域
 - 市街化区域
 - 都市計画区域



1 : 2,500 (A1)



- 【留意事項】
- 本図面は、都市計画法施行条例第6条第2号及び第3号に掲げる土地の区域を示すもので、都市計画法第34条第11号又は第12号に基づく開発許可等の申請に使用します。
 - 都市計画法第34条第11号の条例で指定する土地の区域は、図面で示す土地の区域内において、条例第6条第1号及び第4号に該当する土地の区域です。

都市計画法施行条例（平成十二年徳島県条例第五十七号）（抄）

第六条 法第三十四条第十一号の条例で指定する土地の区域は、次の各号のいずれにも該当する土地の区域とする。

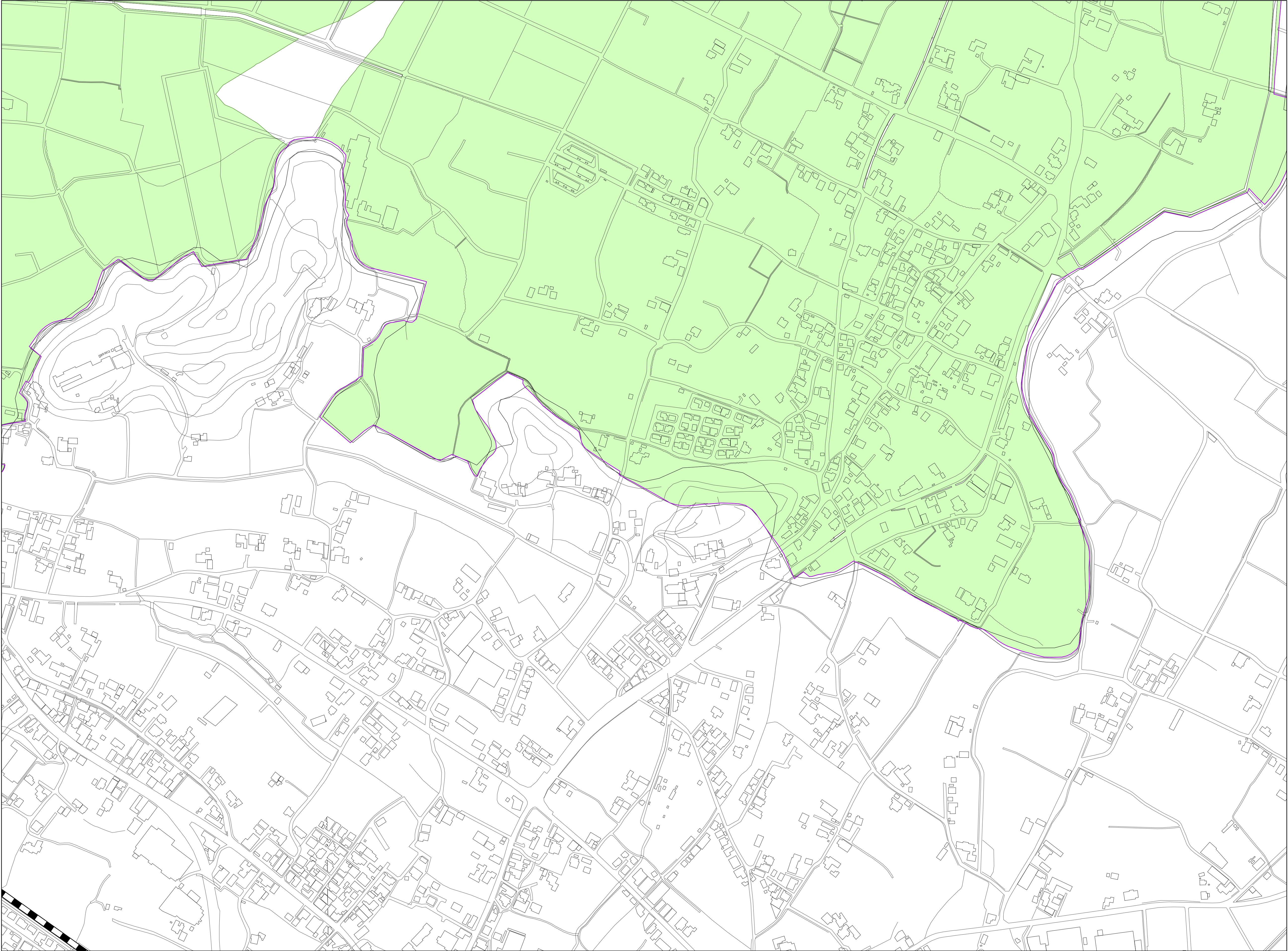
一 政令第二十九条の九各号に掲げる土地の区域（規則で定める基準に適合する土地の区域を除く。）以外の土地の区域

二 市街化区域から四キロメートルを超えない土地の区域のうち、知事が指定する土地の区域

三 敷地相互間の最短距離が五十五メートルを超えない距離に位置している建築物（市街化区域内に存するものを含む。以下この号において同じ。）が四十以上連たんしている土地の区域又は半径二百五十メートルの範囲内に四十以上の建築物が存する土地の区域

四 不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第二条第九号に規定する登記簿の同条第十八号に規定する地目が宅地又は雑種地として登記されており、かつ、当該登記の年月日が平成十三年五月十七日以前である土地の区域。ただし、通路又は道路として使用される部分にあっては、この限りでない。

- 【図面の記載事項】
- 指定区域
 - 市街化区域
 - 都市計画区域



測量法に基づく国土地理院長の承認（使用） R 3JHs 829

【留意事項】

- 本図面は、都市計画法施行条例第6条第2号及び第3号に掲げる土地の区域を示すもので、都市計画法第34条第11号又は第12号に基づく開発許可等の申請に使用します。
- 都市計画法第34条第11号の条例で指定する土地の区域は、図面ですす土地の区域内において、条例第6条第1号及び第4号に該当する土地の区域です。

都市計画法施行条例（平成十二年徳島県条例第五十七号）（抄）

第六条 法第三十四条第十一号の条例で指定する土地の区域は、次の各号のいずれにも該当する土地の区域とする。

一 政令第二十九条の九各号に掲げる土地の区域（規則で定める基準に適合する土地の区域を除く。）以外の土地の区域

二 市街化区域から四キロメートルを超えない土地の区域のうち、知事が指定する土地の区域

三 敷地相互間の最短距離が五十五メートルを超えない距離に位置している建築物（市街化区域内に存するものを含む。以下この号において同じ。）が四十以上連たんしている土地の区域又は半径二百五十メートルの範囲内に四十以上の建築物が存する土地の区域

四 不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第二条第九号に規定する登記簿の同条第十八号に規定する地目が宅地又は雑種地として登記されており、かつ、当該登記の年月日が平成十三年五月十七日以前である土地の区域。ただし、通路又は道路として使用される部分にあっては、この限りでない。

【図面の記載事項】

- 指定区域
- 市街化区域
- 都市計画区域



1 : 2,500 (A1)



測量法に基づく国土地理院長の承認（使用） R 3JHs 829

- 【留意事項】
- 本図面は、都市計画法施行条例第6条第2号及び第3号に掲げる土地の区域を示すもので、都市計画法第34条第11号又は第12号に基づく開発許可等の申請に使用します。
 - 都市計画法第34条第11号の条例で指定する土地の区域は、図面ですす土地の区域内において、条例第6条第1号及び第4号に該当する土地の区域です。

都市計画法施行条例（平成十二年徳島県条例第五十七号）（抄）

第六条 法第三十四条第十一号の条例で指定する土地の区域は、次の各号のいずれにも該当する土地の区域とする。

一 政令第二十九条の九各号に掲げる土地の区域（規則で定める基準に適合する土地の区域を除く。）以外の土地の区域

二 市街化区域から四キロメートルを超えない土地の区域のうち、知事が指定する土地の区域

三 敷地相互間の最短距離が五十五メートルを超えない距離に位置している建築物（市街化区域内に存するものを含む。以下この号において同じ。）が四十以上連たんしている土地の区域又は半径二百五十メートルの範囲内に四十以上の建築物が存する土地の区域

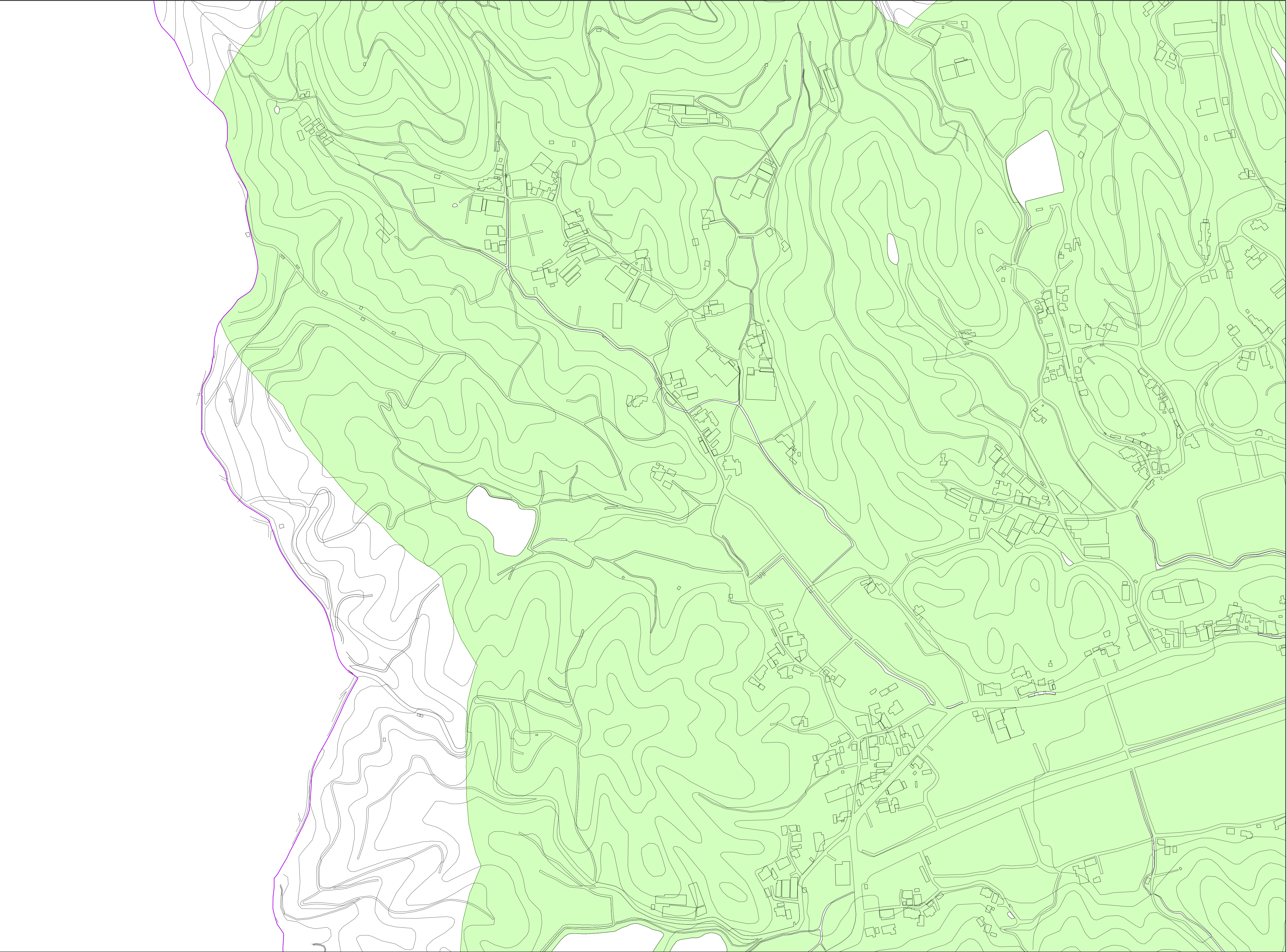
四 不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第二条第九号に規定する登記簿の同条第十八号に規定する地目が宅地又は雑種地として登記されており、かつ、当該登記の年月日が平成十三年五月十七日以前である土地の区域。ただし、通路又は道路として使用される部分にあっては、この限りでない。

【図面の記載事項】

- 指定区域
- 市街化区域
- 都市計画区域



1 : 2,500 (A1)



測量法に基づく国土地理院長の承認（使用） R 3JHs 829

- 【留意事項】
- 本図面は、都市計画法施行条例第6条第2号及び第3号に掲げる土地の区域を示すもので、都市計画法第34条第11号又は第12号に基づく開発許可等の申請に使用します。
 - 都市計画法第34条第11号の条例で指定する土地の区域は、図面で示す土地の区域内において、条例第6条第1号及び第4号に該当する土地の区域です。

都市計画法施行条例（平成十二年徳島県条例第五十七号）（抄）

第六条 法第三十四条第十一号の条例で指定する土地の区域は、次の各号のいずれにも該当する土地の区域とする。

一 政令第二十九条の九各号に掲げる土地の区域（規則で定める基準に適合する土地の区域を除く。）以外の土地の区域

二 市街化区域から四キロメートルを超えない土地の区域のうち、知事が指定する土地の区域

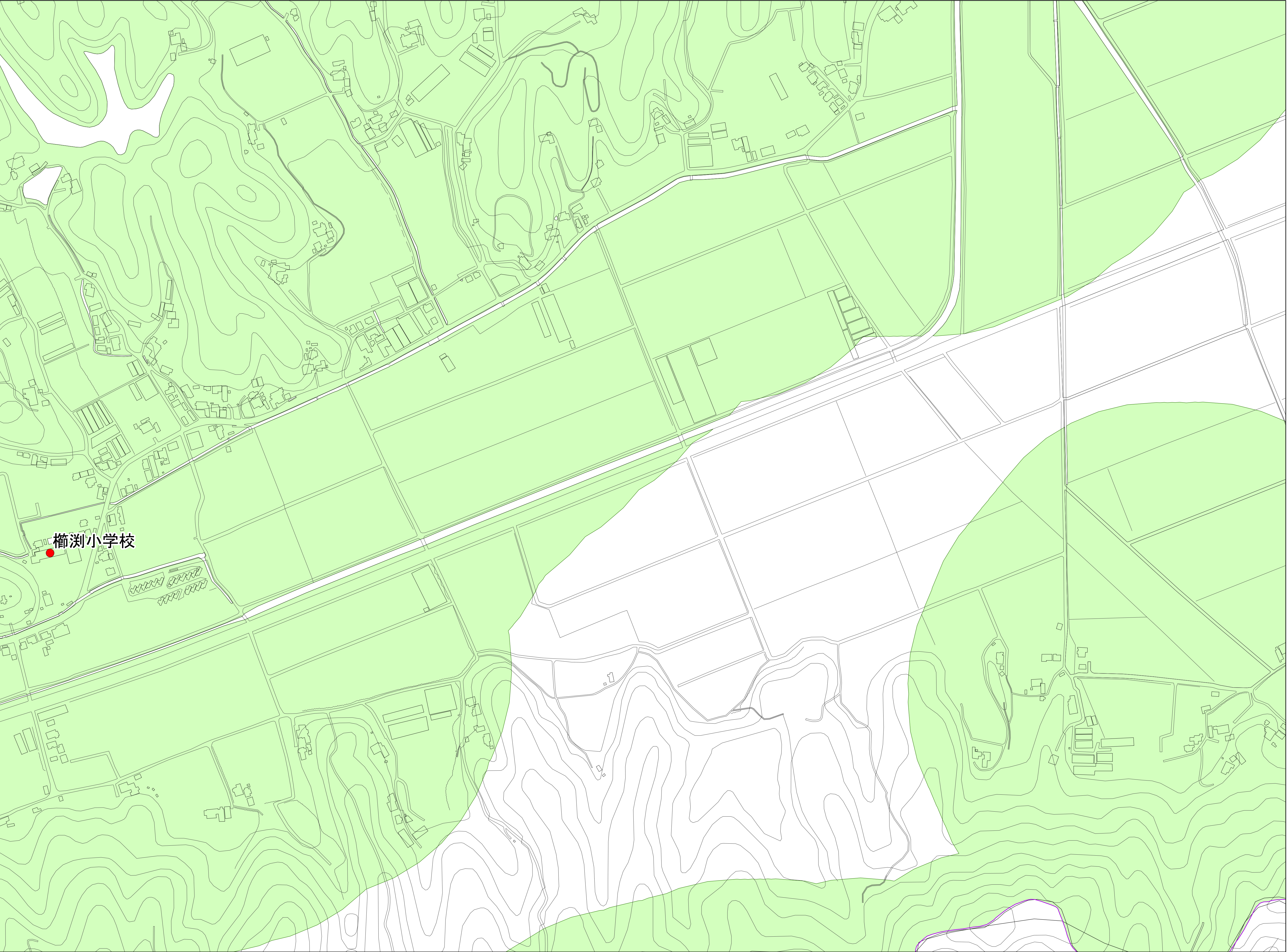
三 敷地相互間の最短距離が五十五メートルを超えない距離に位置している建築物（市街化区域内に存するものを含む。以下この号において同じ。）が四十以上連たんしている土地の区域又は半径二百五十メートルの範囲内に四十以上の建築物が存する土地の区域

四 不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第二条第九号に規定する登記簿の同条第十八号に規定する地目が宅地又は雑種地として登記されており、かつ、当該登記の年月日が平成十三年五月十七日以前である土地の区域。ただし、通路又は道路として使用される部分にあっては、この限りでない。

- 【図面の記載事項】
- 指定区域
 - 市街化区域
 - 都市計画区域



1 : 2,500 (A1)



測量法に基づく国土地理院長の承認（使用） R 3JHs 829

【留意事項】

- ・本図面は、都市計画法施行条例第6条第2号及び第3号に掲げる土地の区域を示すもので、都市計画法第34条第11号又は第12号に基づく開発許可等の申請に使用します。
- ・都市計画法第34条第11号の条例で指定する土地の区域は、図面で示す土地の区域内において、条例第6条第1号及び第4号に該当する土地の区域です。

都市計画法施行条例（平成十二年徳島県条例第五十七号）（抄）

第六条 法第三十四条第十一号の条例で指定する土地の区域は、次の各号のいずれにも該当する土地の区域とする。

一 政令第二十九条の九各号に掲げる土地の区域（規則で定める基準に適合する土地の区域を除く。）以外の土地の区域

二 市街化区域から四キロメートルを超えない土地の区域のうち、知事が指定する土地の区域

三 敷地相互間の最短距離が五十五メートルを超えない距離に位置している建築物（市街化区域内に存するものを含む。以下この号において同じ。）が四十以上連たんしている土地の区域又は半径二百五十メートルの範囲内に四十以上の建築物が存する土地の区域

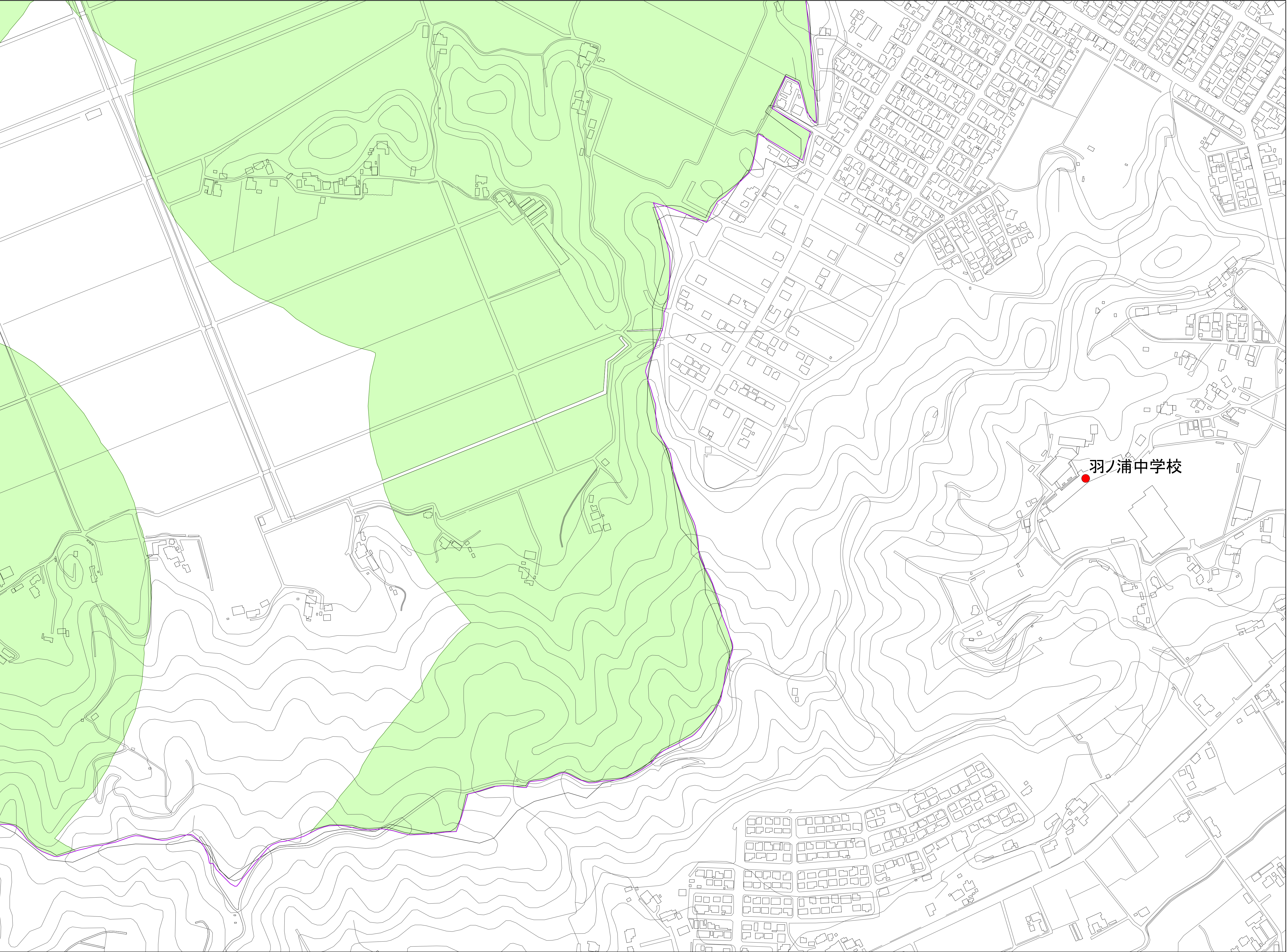
四 不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第二条第九号に規定する登記簿の同条第十八号に規定する地目が宅地又は雑種地として登記されており、かつ、当該登記の年月日が平成十三年五月十七日以前である土地の区域。ただし、通路又は道路として使用される部分にあっては、この限りでない。

【図面の記載事項】

- 指定区域
- 市街化区域
- 都市計画区域



1 : 2,500 (A1)



測量法に基づく国土地理院長の承認（使用） R 3JHs 829

- 【留意事項】
- ・本図面は、都市計画法施行条例第6条第2号及び第3号に掲げる土地の区域を示すもので、都市計画法第34条第11号又は第12号に基づく開発許可等の申請に使用します。
 - ・都市計画法第34条第11号の条例で指定する土地の区域は、図面ですす土地の区域内において、条例第6条第1号及び第4号に該当する土地の区域です。

都市計画法施行条例（平成十二年徳島県条例第五十七号）（抄）

第六条 法第三十四条第十一号の条例で指定する土地の区域は、次の各号のいずれにも該当する土地の区域とする。

一 政令第二十九条の九各号に掲げる土地の区域（規則で定める基準に適合する土地の区域を除く。）以外の土地の区域

二 市街化区域から四キロメートルを超えない土地の区域のうち、知事が指定する土地の区域

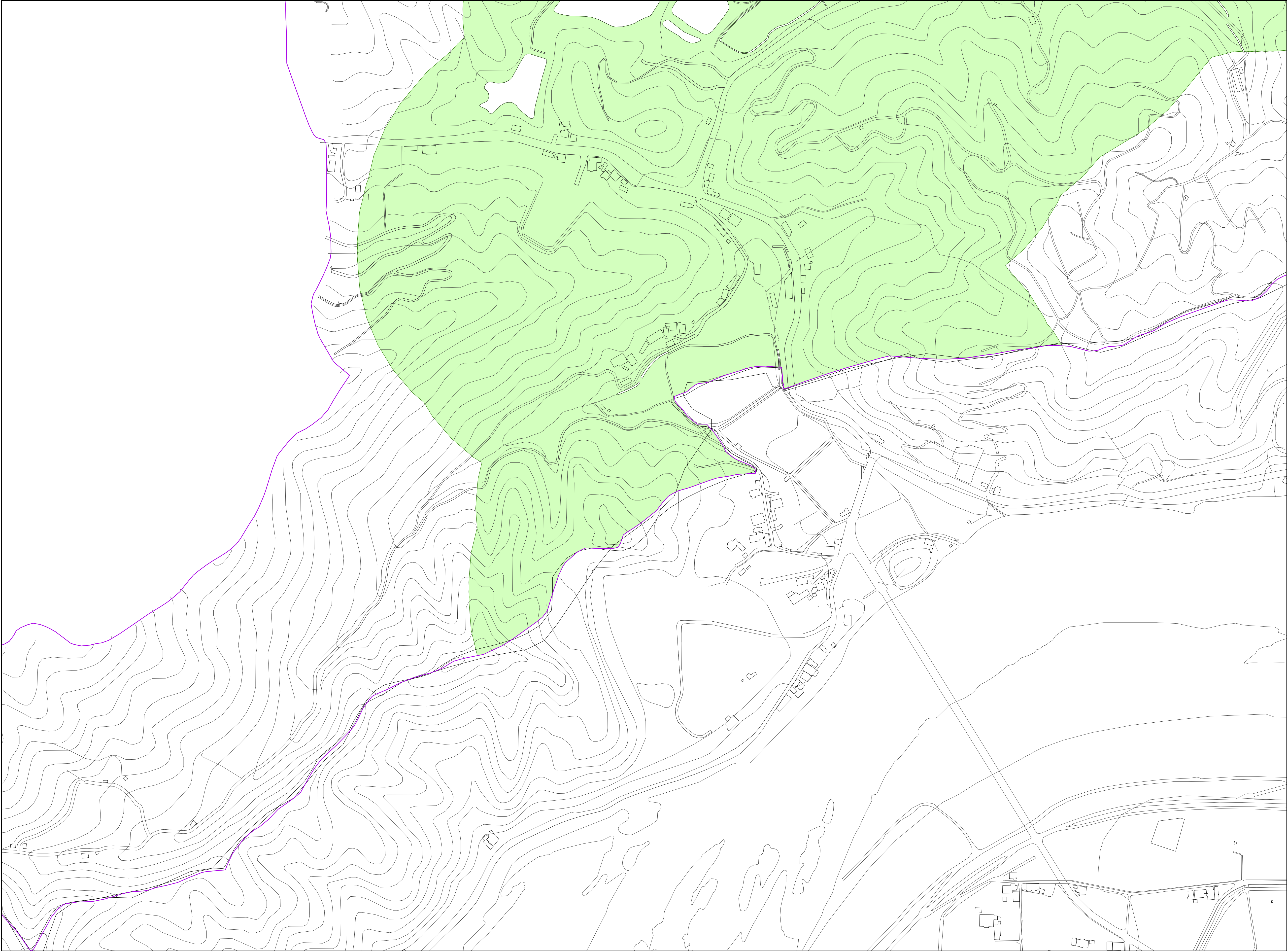
三 敷地相互間の最短距離が五十五メートルを超えない距離に位置している建築物（市街化区域内に存するものを含む。以下この号において同じ。）が四十以上連たんしている土地の区域又は半径二百五十メートルの範囲内に四十以上の建築物が存する土地の区域

四 不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第二条第九号に規定する登記簿の同条第十八号に規定する地目が宅地又は雑種地として登記されており、かつ、当該登記の年月日が平成十三年五月十七日以前である土地の区域。ただし、通路又は道路として使用される部分にあっては、この限りでない。

- 【図面の記載事項】
- ・ 指定区域
 - ・ 市街化区域
 - ・ 都市計画区域



1 : 2,500 (A1)



測量法に基づく国土地理院長の承認（使用） R 3JHs 829



1 : 2,500 (A1)

【留意事項】

- 本図面は、都市計画法施行条例第6条第2号及び第3号に掲げる土地の区域を示すもので、都市計画法第34条第11号又は第12号に基づく開発許可等の申請に使用します。
- 都市計画法第34条第11号の条例で指定する土地の区域は、図面で示す土地の区域内において、条例第6条第1号及び第4号に該当する土地の区域です。

都市計画法施行条例（平成十二年徳島県条例第五十七号）（抄）

第六条 法第三十四条第十一号の条例で指定する土地の区域は、次の各号のいずれにも該当する土地の区域とする。

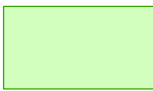
一 政令第二十九条の九各号に掲げる土地の区域（規則で定める基準に適合する土地の区域を除く。）以外の土地の区域

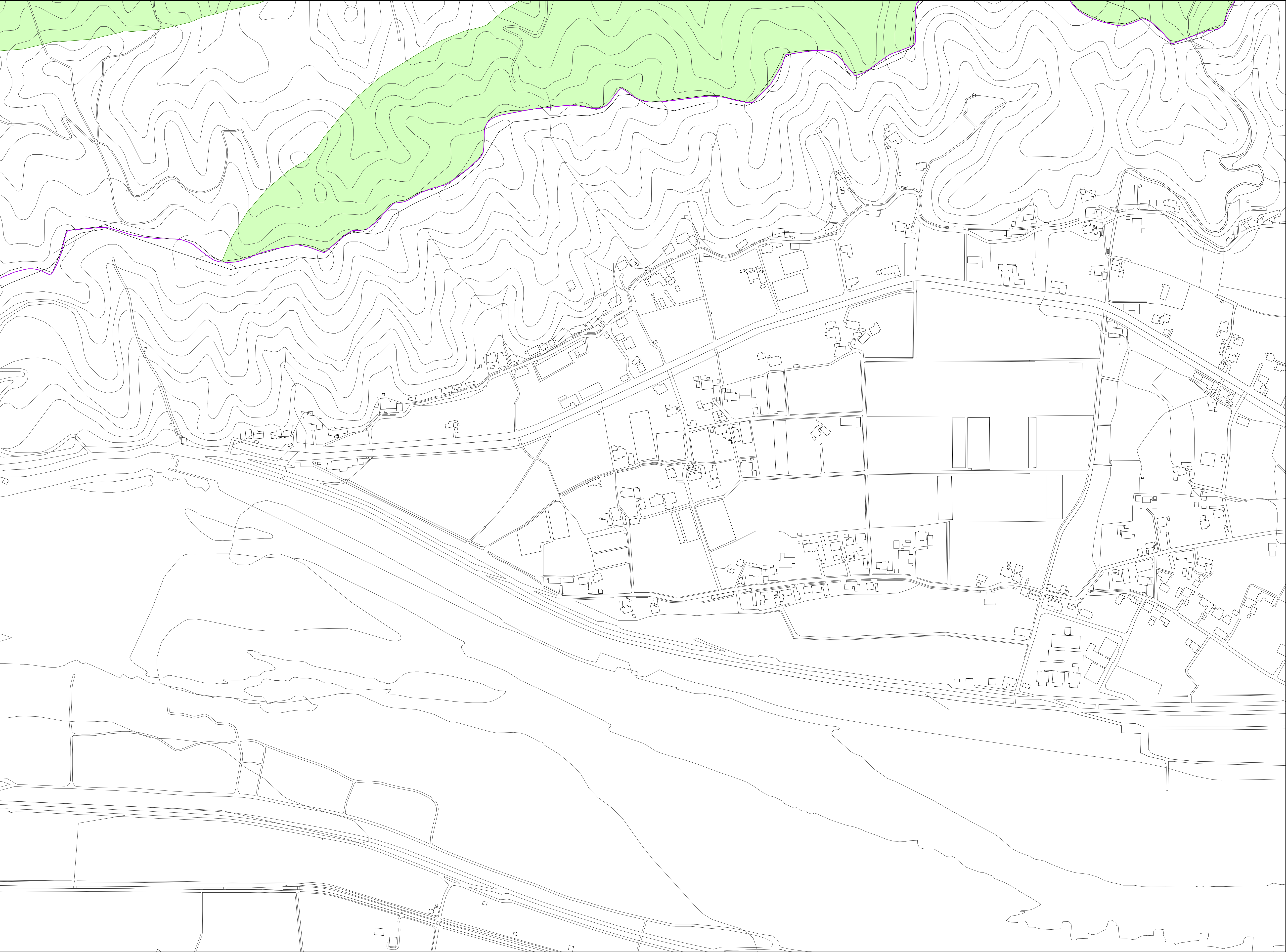
二 市街化区域から四キロメートルを超えない土地の区域のうち、知事が指定する土地の区域

三 敷地相互間の最短距離が五十五メートルを超えない距離に位置している建築物（市街化区域内に存するものを含む。以下この号において同じ。）が四十以上連たんしている土地の区域又は半径二百五十メートルの範囲内に四十以上の建築物が存する土地の区域

四 不動産登記法（平成十六年法律百二十三号）第二条第九号に規定する登記簿の同条第十八号に規定する地目が宅地又は雑種地として登記されており、かつ、当該登記の年月日が平成十三年五月十七日以前である土地の区域。ただし、通路又は道路として使用される部分にあっては、この限りでない。

【図面の記載事項】

-  指定区域
-  市街化区域
-  都市計画区域



測量法に基づく国土地理院長の承認（使用） R 3JHs 829

- 【留意事項】
- 本図面は、都市計画法施行条例第6条第2号及び第3号に掲げる土地の区域を示すもので、都市計画法第34条第11号又は第12号に基づく開発許可等の申請に使用します。
 - 都市計画法第34条第11号の条例で指定する土地の区域は、図面で示す土地の区域内において、条例第6条第1号及び第4号に該当する土地の区域です。

都市計画法施行条例（平成十二年徳島県条例第五十七号）（抄）

第六条 法第三十四条第十一号の条例で指定する土地の区域は、次の各号のいずれにも該当する土地の区域とする。

- 一 政令第二十九条の九各号に掲げる土地の区域（規則で定める基準に適合する土地の区域を除く。）以外の土地の区域
- 二 市街化区域から四キロメートルを超えない土地の区域のうち、知事が指定する土地の区域
- 三 敷地相互間の最短距離が五十五メートルを超えない距離に位置している建築物（市街化区域内に存するものを含む。以下この号において同じ。）が四十以上連たんしている土地の区域又は半径二百五十メートルの範囲内に四十以上の建築物が存する土地の区域
- 四 不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第二条第九号に規定する登記簿の同条第十八号に規定する地目が宅地又は雑種地として登記されており、かつ、当該登記の年月日が平成十三年五月十七日以前である土地の区域。ただし、通路又は道路として使用される部分にあっては、この限りでない。

- 【図面の記載事項】
- 指定区域
 - 市街化区域
 - 都市計画区域



1 : 2,500 (A1)